

# 福生市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

【素案】

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|   |               |           |
|---|---------------|-----------|
| 1 | 計画策定の背景と目的    | · · · · · |
| 2 | 計画の位置付け       | · · · · · |
| 3 | 計画策定の経過（策定体制） | · · · · · |
| 4 | 計画の期間         | · · · · · |

## 第2章 福生市の現状について

|   |                  |           |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 福生市の就学前児童を取り巻く環境 | · · · · · |
| 2 | アンケート調査結果からみえる現状 | · · · · · |
| 3 | 第1期計画の評価         | · · · · · |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|   |                                    |           |
|---|------------------------------------|-----------|
| 1 | 基本理念                               | · · · · · |
| 2 | 基本的な視点                             | · · · · · |
| 3 | 基本目標                               | · · · · · |
|   | 基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実    | · · · · · |
|   | 基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援        | · · · · · |
|   | 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援         | · · · · · |
|   | 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援       | · · · · · |
|   | 基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進 | · · · · · |
|   | 基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備           | · · · · · |
| 4 | 施策の体系                              | · · · · · |

## 第4章 施策の展開

|       |                              |       |
|-------|------------------------------|-------|
| 基本目標1 | 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実    | ・・・・・ |
| 基本目標2 | 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援        | ・・・・・ |
| 基本目標3 | 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援         | ・・・・・ |
| 基本目標4 | 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援       | ・・・・・ |
| 基本目標5 | 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進 | ・・    |
| 基本目標6 | 安心して子育てができる生活環境の整備           | ・・・・・ |

## 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 教育・保育提供区域の設定                 | ・・・・・ |
| 2 | 人口の見込み                       | ・・・・・ |
| 3 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 | ・・・・・ |
| 4 | 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育         | ・・・・・ |
| 5 | 地域子ども・子育て支援事業                | ・・・・・ |





# 計画の策定にあたって

1

## 計画策定の背景と目的

### (1) 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められ、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

## (2) 国の動向

### 【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

### 【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

### 【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成 20 年 2 月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

### 【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成 20 年 7 月、社会保障に関する 5 つの課題について緊急に講すべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5 つの安心プラン～」としてとりまとめました。その 5 つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

### 【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成 20 年 5 月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手を育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成 22 年 1 月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

### **【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】**

引き続く急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されます。

### **【次世代育成支援対策推進法の延長】**

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が令和7年3月までの10年間延長されました。

### **【子育て安心プランの策定】**

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくものとしました。

### **【新・放課後子ども総合プランの策定】**

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る

こと等を目標とし、放課後児童対策の取組みをさらに推進することが示されました。

### 【児童福祉法等の改正】

児童虐待防止対策について、平成 29 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和 2 年 4 月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行しました。さらに平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

### 【子ども・若者育成支援推進法】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上の困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

### (3) 福生市の動向

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら　ふっさ」をスローガンに子育て支援を推進し、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指しています。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、すべての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、保育園、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を4年連続で達成しました。さらに学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んできました。

子どもを安心して生み育てられ、次代を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

## 2 計画の位置付け

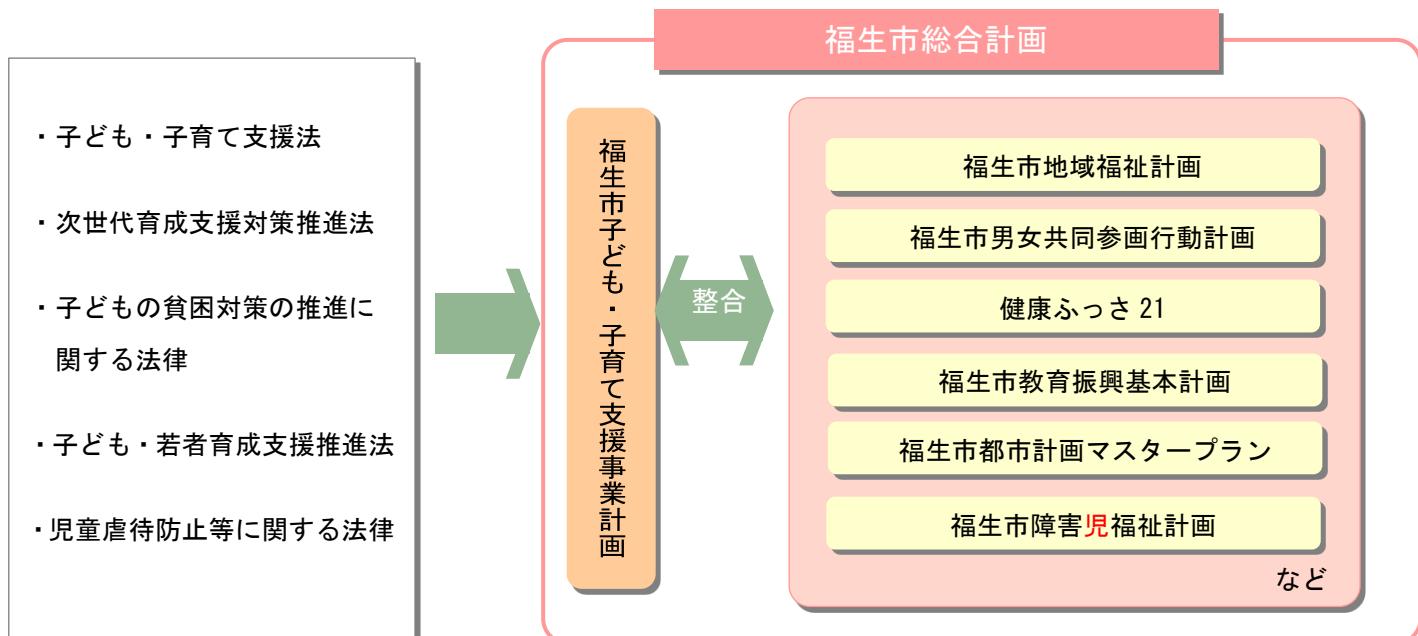
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、すべての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や児童教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として策定し、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害児福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

### 【 計画の位置づけ 】



### 3 計画策定の経過（策定体制）

#### （1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：576 人、回収率 48.0%）、小学生の保護者及び小学4年生から6年生本人 1,200 人（回収：619 人、回収率 51.6%）、中学生の保護者及び中学生本人 600 人（回収：300 人、回収率 50.0%）を対象として、平成 30 年 11 月に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

#### （2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者からみる市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館等（41 施設）にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

#### （3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

## 4

## 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和2年度～6年度とします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

| 令和<br>元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 策定        |      |      |      |      |      |



## 1

## 福生市の就学前児童を取り巻く環境

## (1) 人口のまとめ

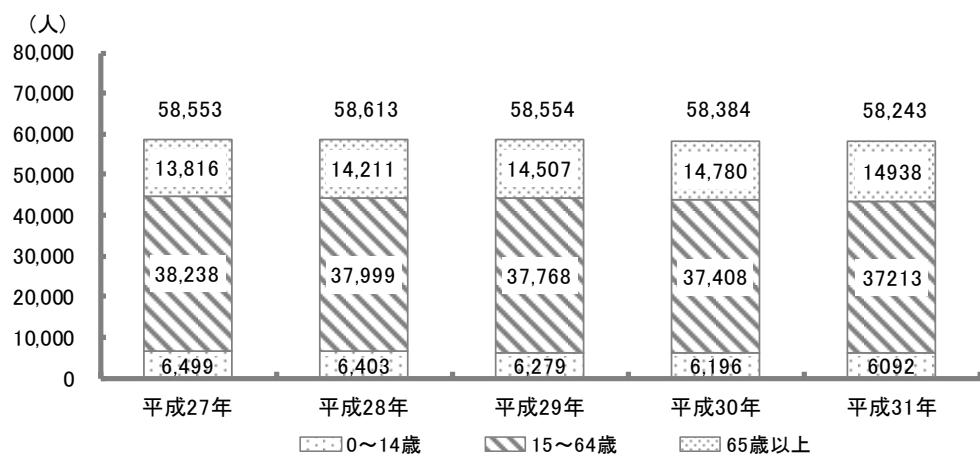
## ① 福生市における人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成31年では58,243人と平成27年と比べ310人減少しています。



年齢構成別にみると、65歳以上人口は年々増加していますが、0～14歳人口、15～64歳人口は減少しています。

図 人口の推移



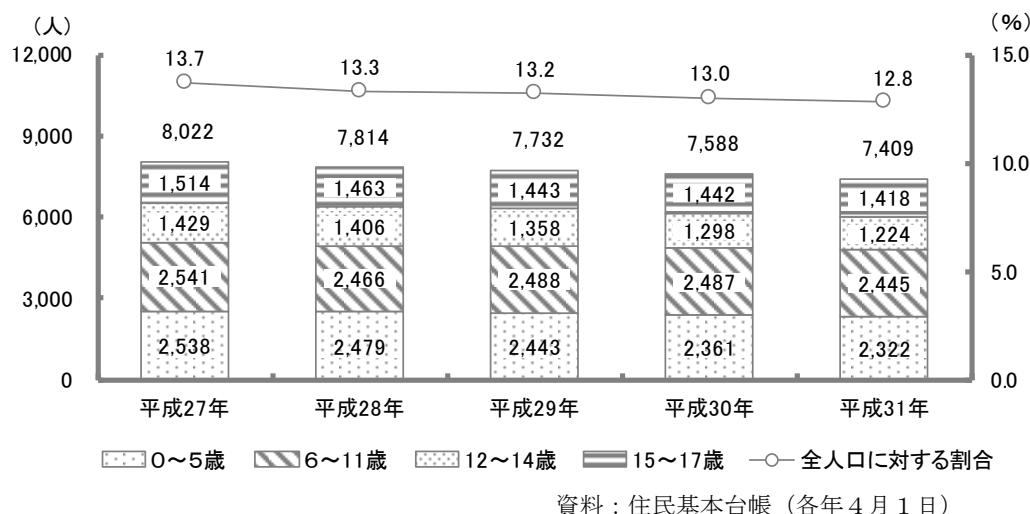
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

## ② 福生市における子どもの人口（18歳未満）の推移

18歳未満の子どもの人口は、少子化の進行と相まって、平成27年以降減少傾向にあり、平成31年では7,409人となっています。

総人口に対する子どもの人口の割合をみても、18歳未満の子どもの数は、平成31年には約8人に1人(12.8%)と少子化が進行しています。

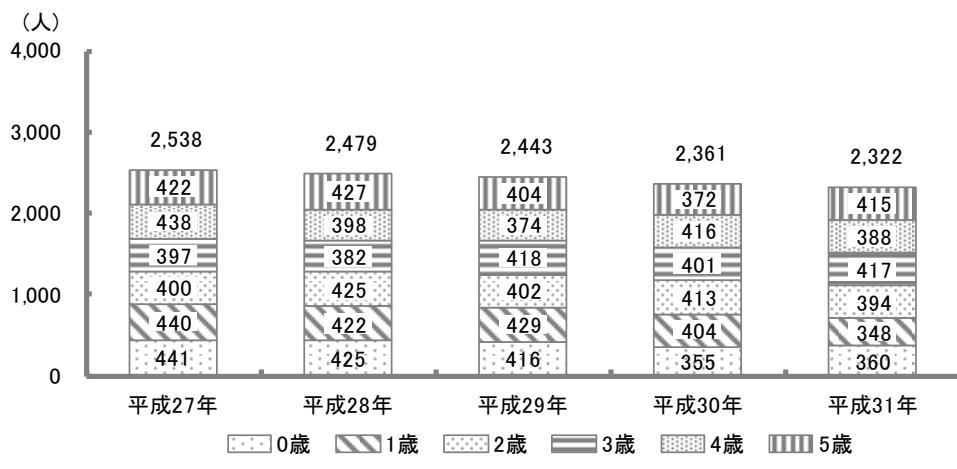
図 子どもの人口（18歳未満）の推移



## ③ 福生市における年齢別就学前児童数の推移

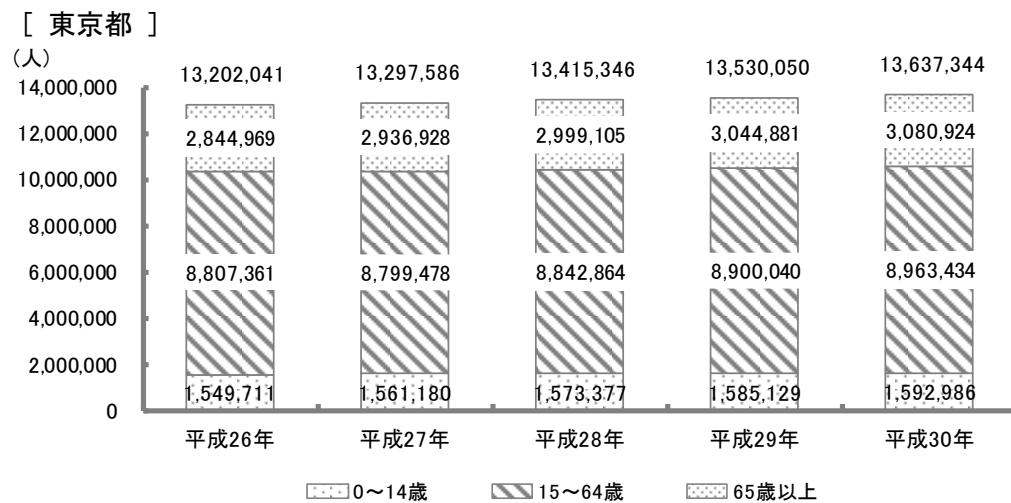
年齢別就学前児童数をみると、平成27年以降減少傾向にあり、平成31年では2,322人となっています。

図 年齢別就学前児童数の推移



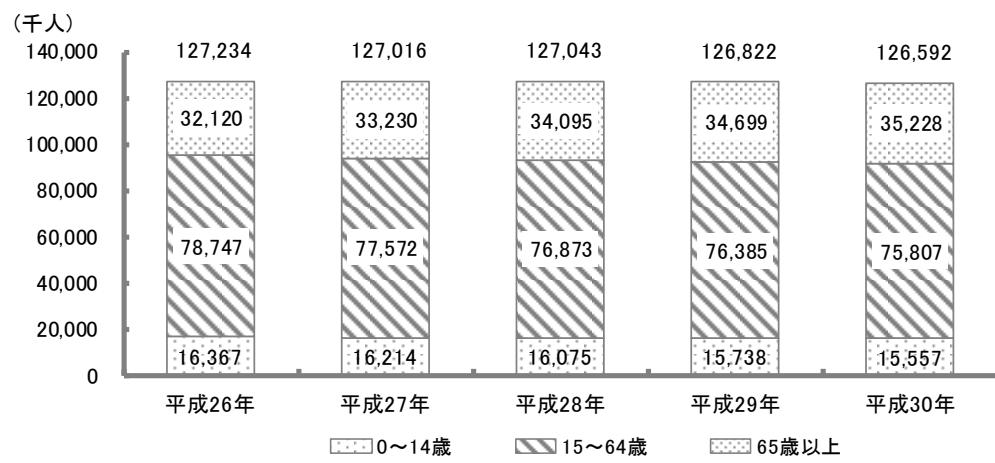
#### ④ 東京都・国の人団の推移

図 東京都・国の人団の推移



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）

[ 国 ]

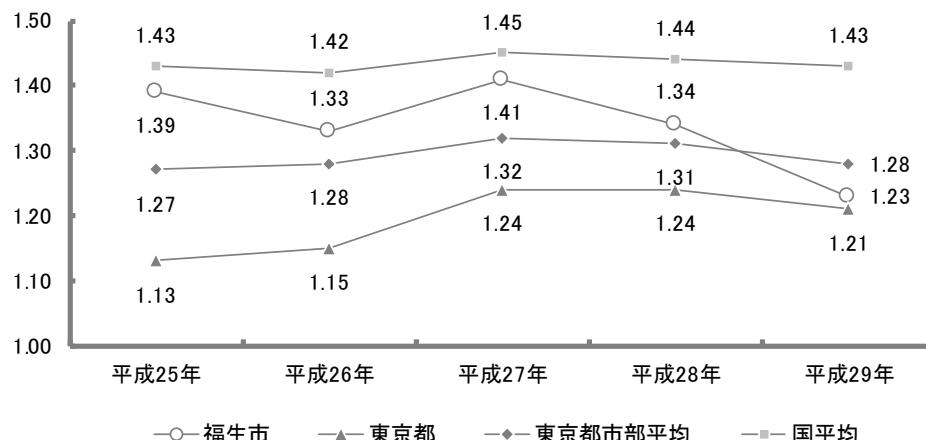


資料：総務省人口推計（1月1日の確定値）

## ⑤ 福生市・東京都・国における合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率をみると、平成 29 年で、福生市では 1.23 となっており、東京都に比べ高くなっていますが、東京都市部平均、国に比べると低くなっています。

図 福生市・東京都・国における合計特殊出生率

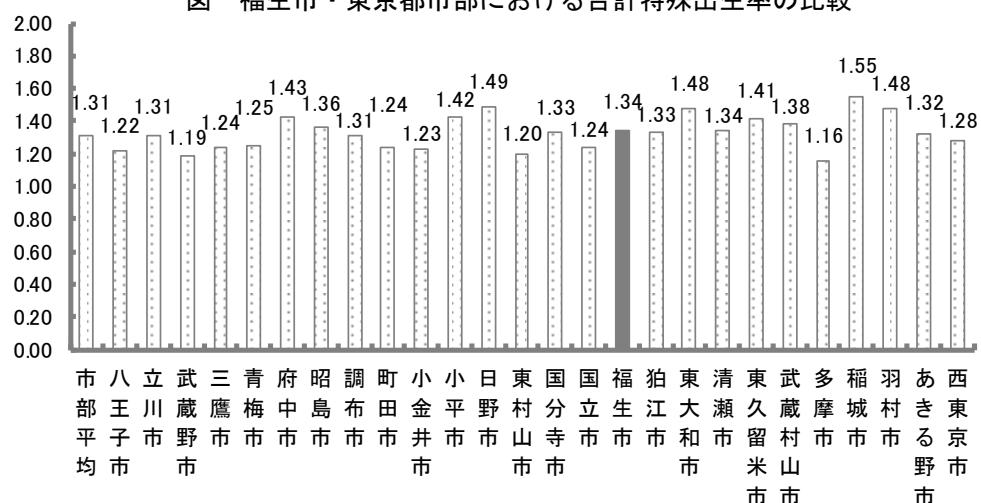


資料：東京都福祉保健局年報

## ⑥ 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較

平成 28 年の東京都市部における合計特殊出生率を比較すると、福生市は東京都市部の中で 10 番目に高くなっています。

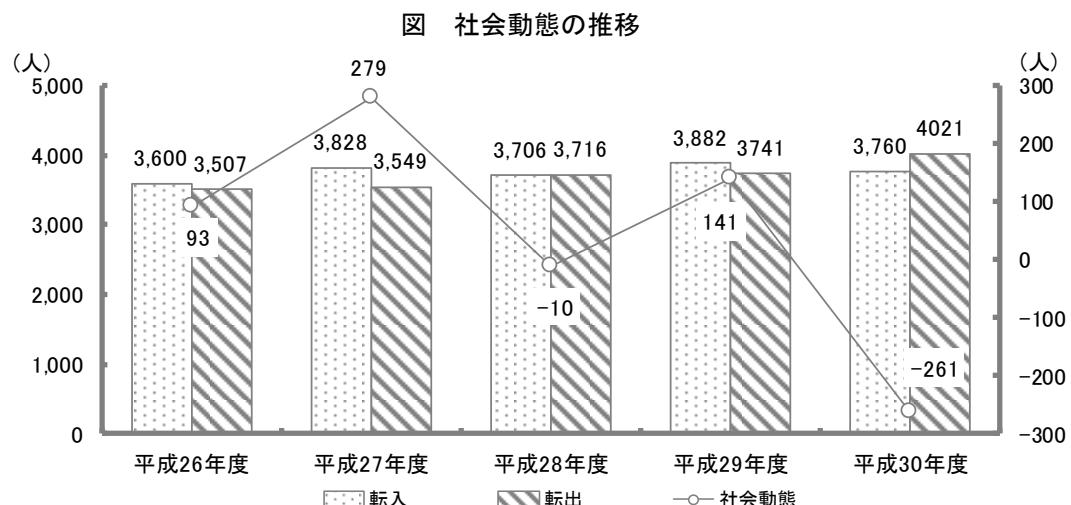
図 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較



資料：東京都福祉保健局（平成 28 年）

## ⑦ 福生市における社会動態

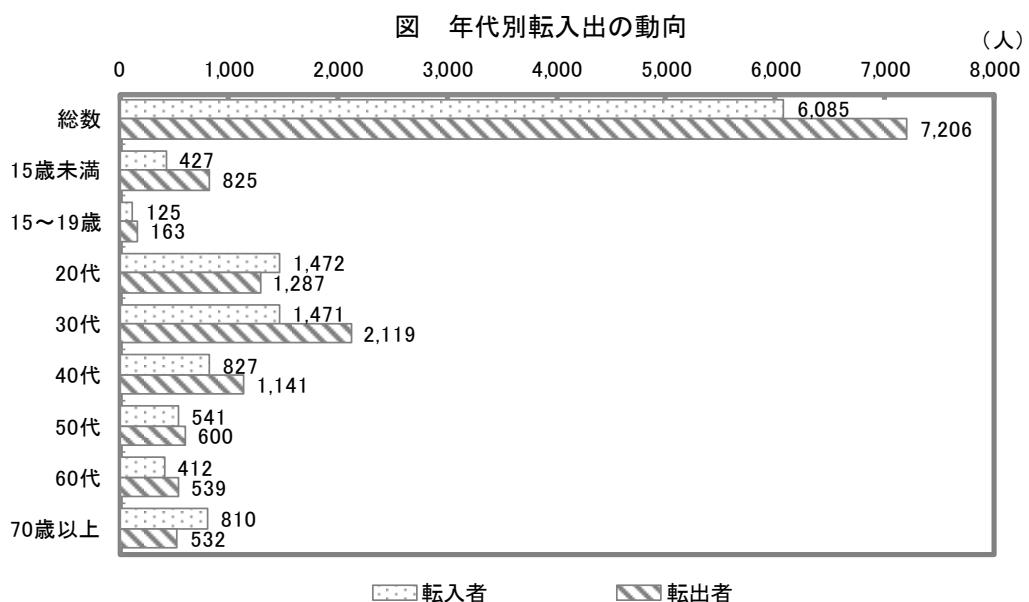
福生市における社会動態をみると、社会動態は増減を繰り返しており、平成30年度では、減少し-261人となっています。



資料：事務報告書

## ⑧ 福生市における年代別転出入の動向

年代別転出入の動向をみると、転出者は30代で最も多く2,119人、転入者は20代で最も多く1,472人となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## ⑨ 福生市における出生から小学校入学までの人口の推移

出生から小学校入学までの人口の推移をみると、毎年度の出生児が小学校入学時までに約 80 名減少しています。

表 出生から小学校入学までの人口の推移

| 時点              | 平成 19 年 1 月 1 日<br>0 歳児 | 平成 20 年 1 月 1 日<br>0 歳児 | 平成 21 年 1 月 1 日<br>0 歳児 | 平成 22 年 1 月 1 日<br>0 歳児 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 平成 19 年 1 月 1 日 | 493 (0 歳)               |                         |                         |                         |
| 平成 20 年 1 月 1 日 | 484 (1 歳)               | 494 (0 歳)               |                         |                         |
| 平成 21 年 1 月 1 日 | 470 (2 歳)               | 478 (1 歳)               | 520 (0 歳)               |                         |
| 平成 22 年 1 月 1 日 | 452 (3 歳)               | 448 (2 歳)               | 490 (1 歳)               | 483 (0 歳)               |
| 平成 23 年 1 月 1 日 | 440 (4 歳)               | 433 (3 歳)               | 468 (2 歳)               | 460 (1 歳)               |
| 平成 24 年 1 月 1 日 | 433 (5 歳)               | 413 (4 歳)               | 451 (3 歳)               | 430 (2 歳)               |
| 平成 25 年 1 月 1 日 | 430 (6 歳)               | 413 (5 歳)               | 466 (4 歳)               | 442 (3 歳)               |
| 平成 26 年 1 月 1 日 | 415 (7 歳)               | 401 (6 歳)               | 452 (5 歳)               | 426 (4 歳)               |
| 平成 27 年 1 月 1 日 | 409 (8 歳)               | 392 (7 歳)               | 438 (6 歳)               | 410 (5 歳)               |
| 平成 28 年 1 月 1 日 | 411 (9 歳)               | 390 (8 歳)               | 431 (7 歳)               | 409 (6 歳)               |
| 平成 29 年 1 月 1 日 | 413 (10 歳)              | 389 (9 歳)               | 430 (8 歳)               | 409 (7 歳)               |
| 平成 30 年 1 月 1 日 | 422 (11 歳)              | 393 (10 歳)              | 432 (9 歳)               | 415 (8 歳)               |
| 小学校入学時の<br>人口増減 | -78                     | -102                    | -89                     | -74                     |

資料：住民基本台帳

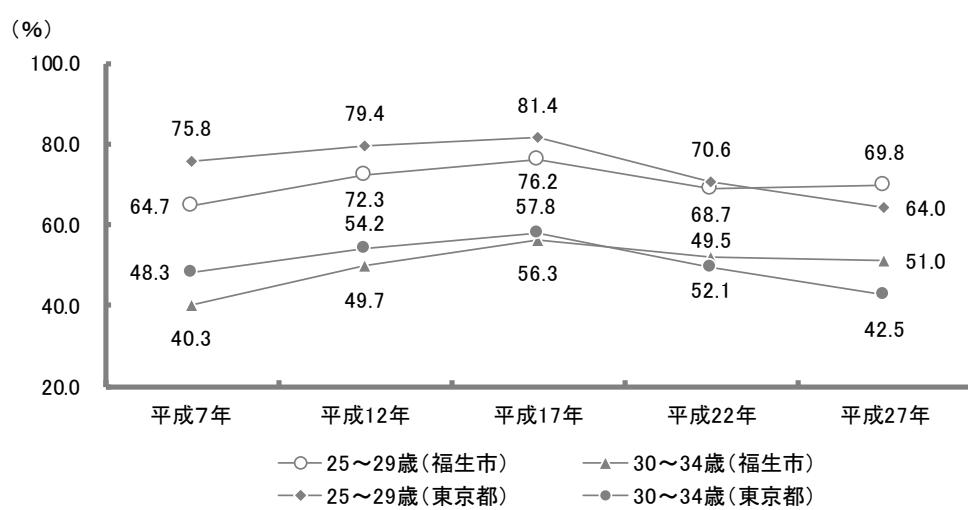
## (2) 婚姻の動向

### ① 未婚率

未婚率は、男女とも平成17年までは増加していましたが、平成22年以降減少傾向となっており、平成27年には男性の25～29歳が69.8%、30～34歳が51.0%、女性の25～29歳が62.6%、30～34歳が37.3%となっています。

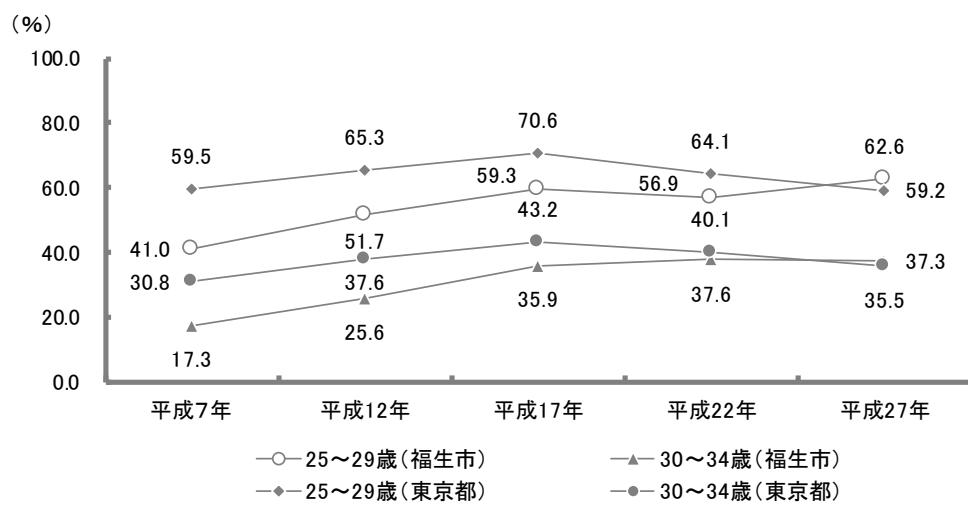
東京都平均と比べると、本市の未婚率は東京都よりも低い数値で推移していましたが、平成27年には男女ともに25～34歳の未婚率が東京都の数値を上回っています。

図 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

図 未婚率の推移（女性）

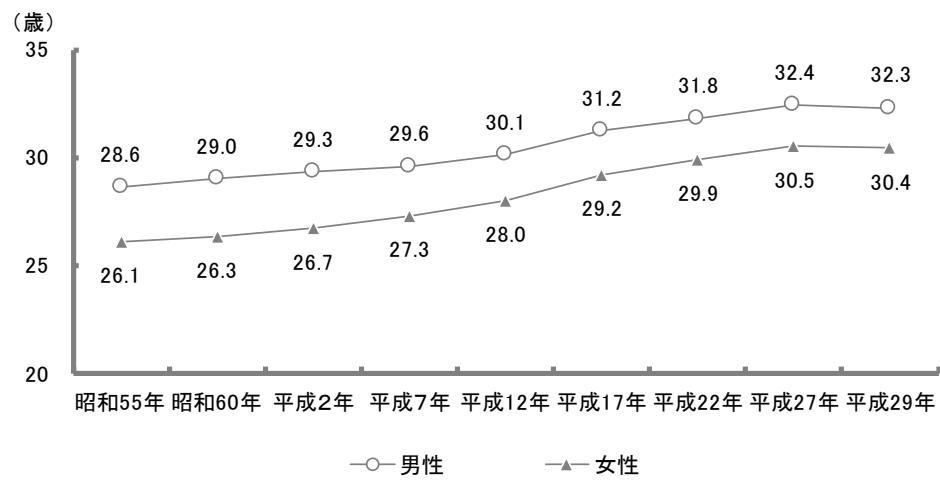


資料：国勢調査

## ② 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、昭和 55 年以降、平成 27 年まで年々増加していましたが、平成 29 年には男女ともにやや減少し、男性が 32.3 歳、女性が 30.4 歳となっています。昭和 55 年から平成 29 年の 37 年間で男性は 3.7 歳、女性は 4.3 歳の上昇がみられます。

図 平均初婚年齢の推移（東京都）



資料：東京都人口動態統計

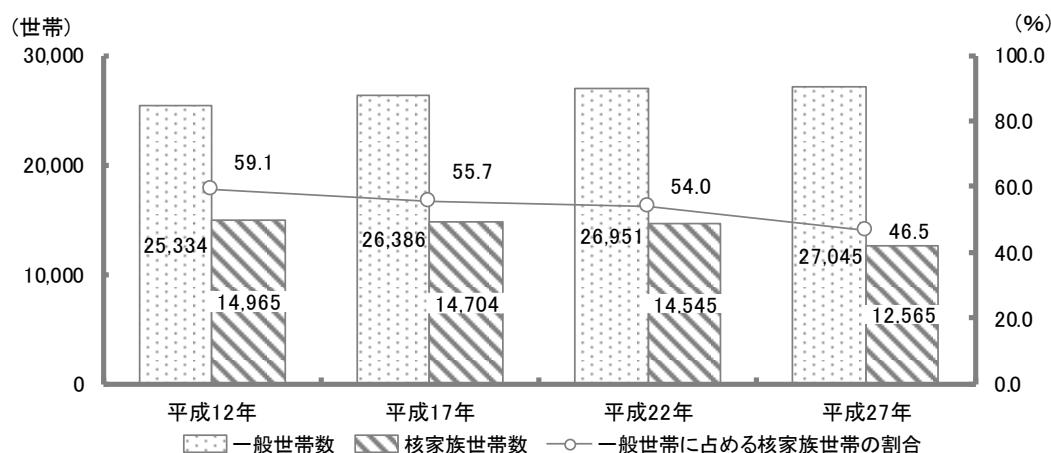
### (3) 世帯のまとめ

#### ① 福生市における核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、平成12年から増加傾向にありますが、核家族世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。

一般世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成12年から減少傾向にあり、平成27年では46.5%となっています。

図 核家族世帯数の推移

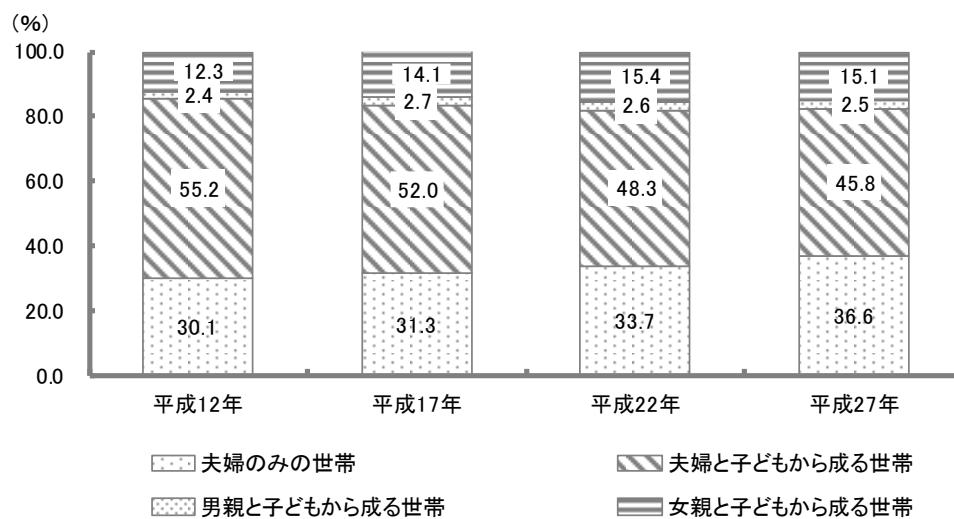


資料：国勢調査

#### ② 福生市における核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成12年に比べ、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯の割合がやや増加しています。

図 核家族世帯の内訳



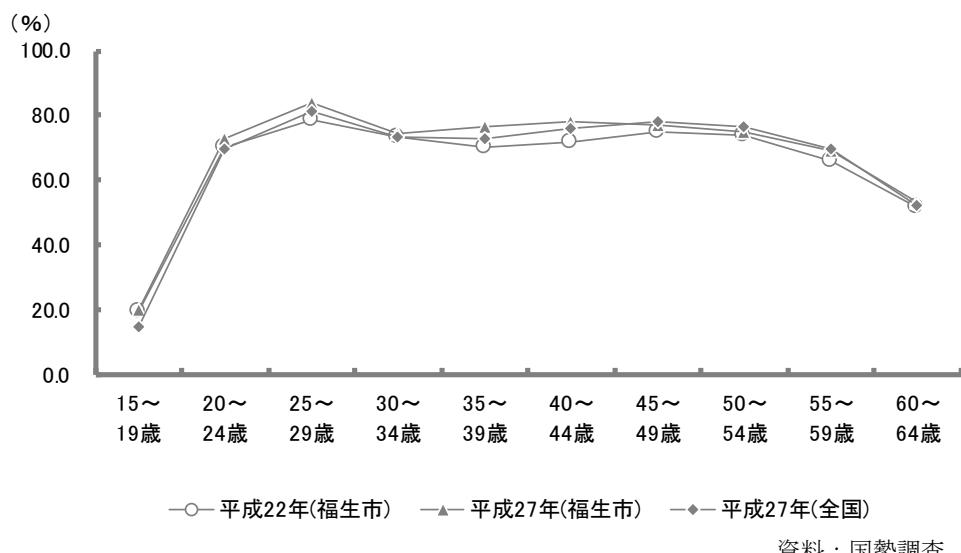
資料：国勢調査

## (4) 就業のまとめ

### ① 福生市における女性の労働力率の推移

女性の労働力率をみると、平成 22 年に比べ、特に 30 歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。

図 女性の労働力率

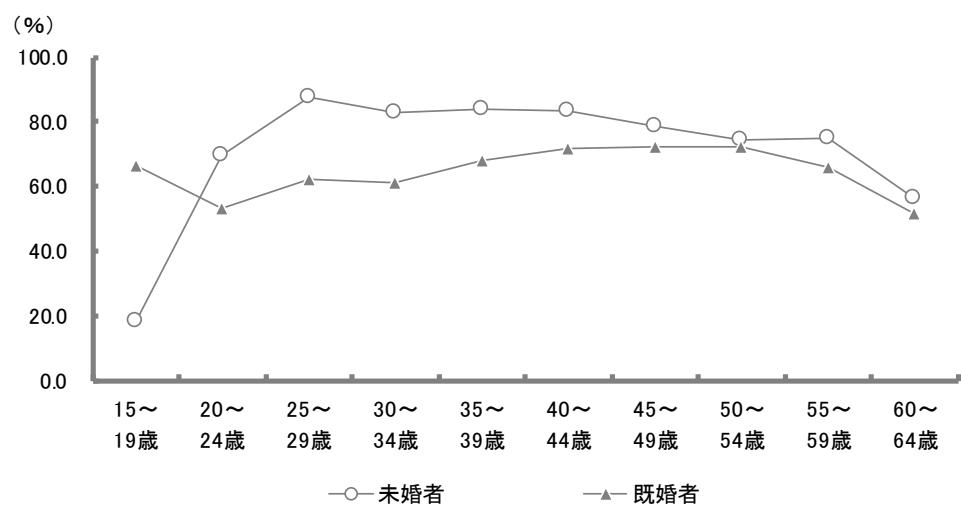


資料：国勢調査

### ② 福生市における女性の既婚・未婚別の労働力率

未婚・既婚別女性の労働力率をみると、未婚と既婚では 20、30 歳代で、約 20 ポイントの差となっています。

図 女性の既婚・未婚別の労働力率



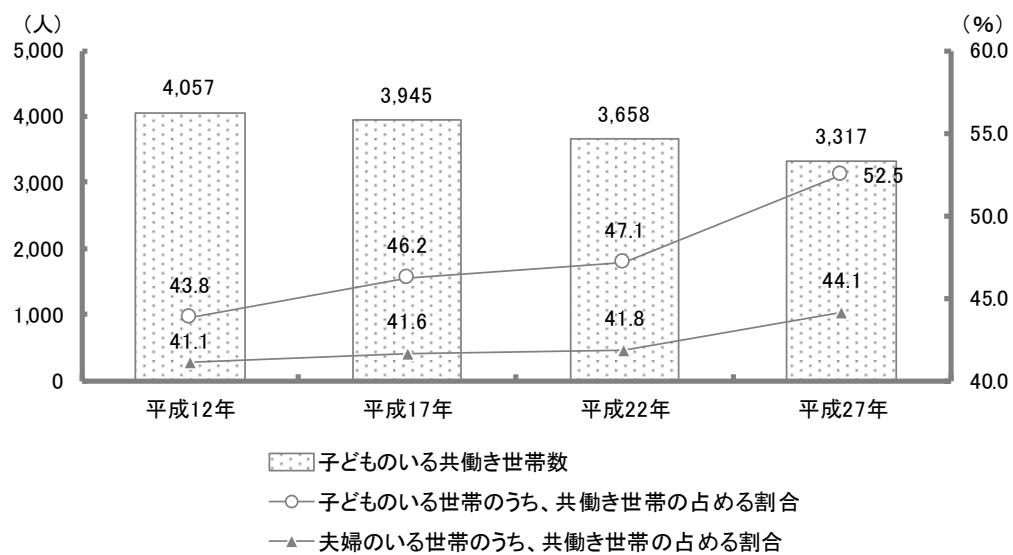
資料：国勢調査（平成 27 年）

### ③ 福生市における共働き世帯の状況

共働き世帯の状況をみると、夫婦のいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は平成12年では41.1%、平成27年には44.1%と増加しています。

子どものいる共働き世帯についてみると、平成12年は4,057世帯、平成27年には3,317世帯と減少していますが、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は増加しており、平成27年には52.5%と半数を超えていました。このことから、子どものいる世帯の共働きの割合が増加していると見受けられます。

図 共働き世帯の状況



資料：国勢調査

## (5) 福生市の保育所・幼稚園における現状

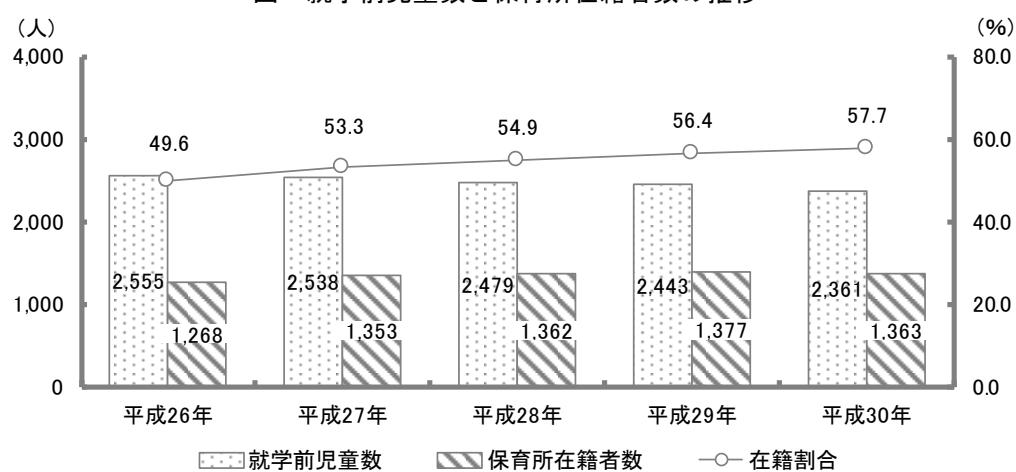
### ① 保育所のまとめ

#### ア 福生市における就学前児童数と保育所在籍児童数

就学前児童数は年々減少していますが、保育所（認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育園を含む）在籍者数は増加傾向にあります。

就学前児童数に対する保育所在者数の割合をみると、平成26年では49.6%なのに対し、平成30年では57.7%と8.1ポイント増加し、約6割が保育所に在籍しています。

図 就学前児童数と保育所在籍者数の推移

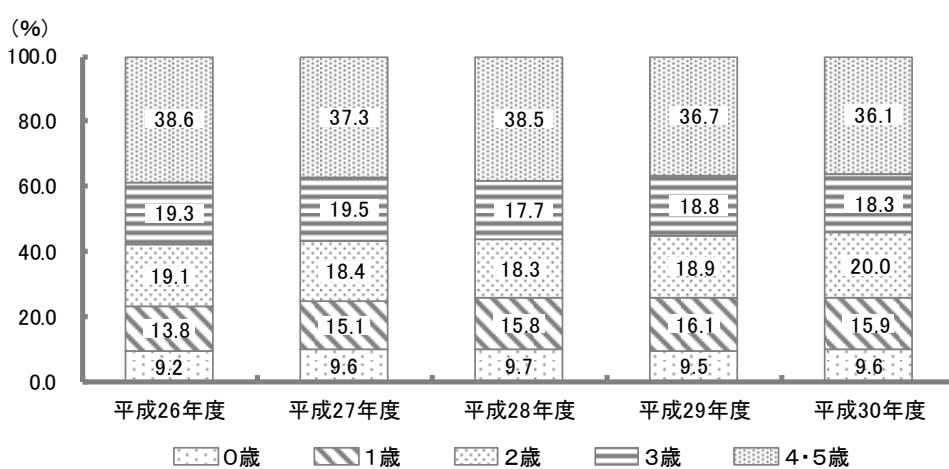


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書  
保育所在籍者数：子ども育成課（各年4月）

#### イ 福生市における年齢別保育所（園）の在籍割合

年齢別保育所（園）の在籍割合をみると、平成28年度以降2歳児の割合はゆるやかな増加傾向がみられます。

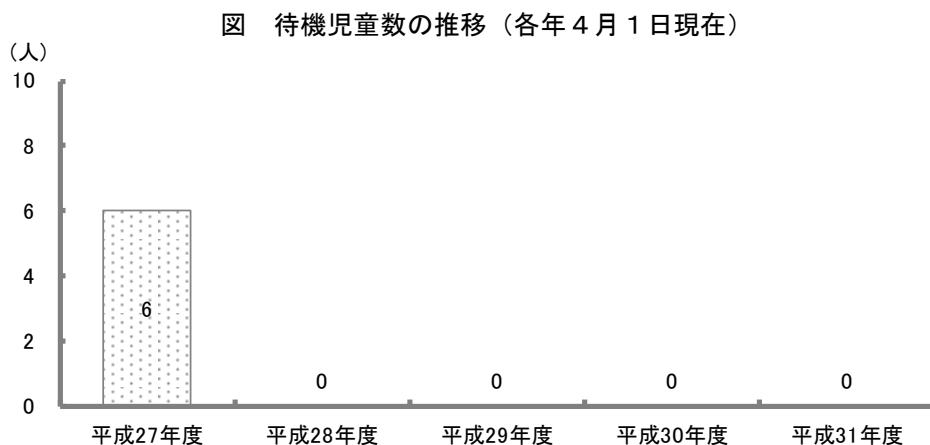
図 年齢別保育所（園）の在籍割合



資料：事務報告書（各年度3月1日）

## ウ 福生市における待機児童数の推移

待機児童数をみると、平成 27 年度は、6人の待機児童があり、平成 28 年度以降では、0人となりました。



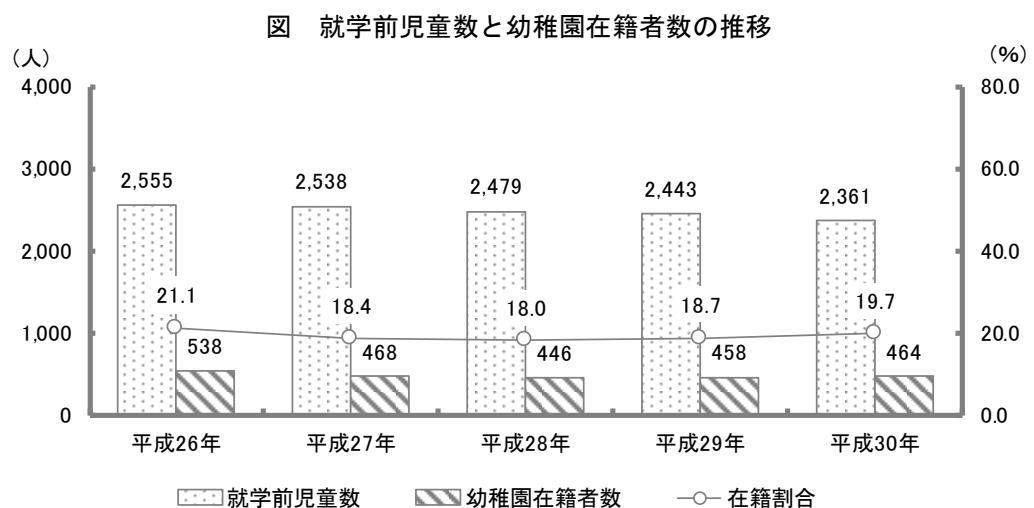
資料：東京都福祉保健局少子社会対策部（各年 4月 1日現在）

## ② 幼稚園のまとめ

### ア 福生市における就学前児童数と幼稚園在籍者数

就学前児童数は年々減少傾向にありますが、幼稚園在籍者数は平成 28 年から増加しています。

就学前児童数に対する幼稚園在籍者数の割合をみると、平成 26 年では 21.1% のに対し、平成 30 年では 19.7% と 1.4 ポイント減少しています。

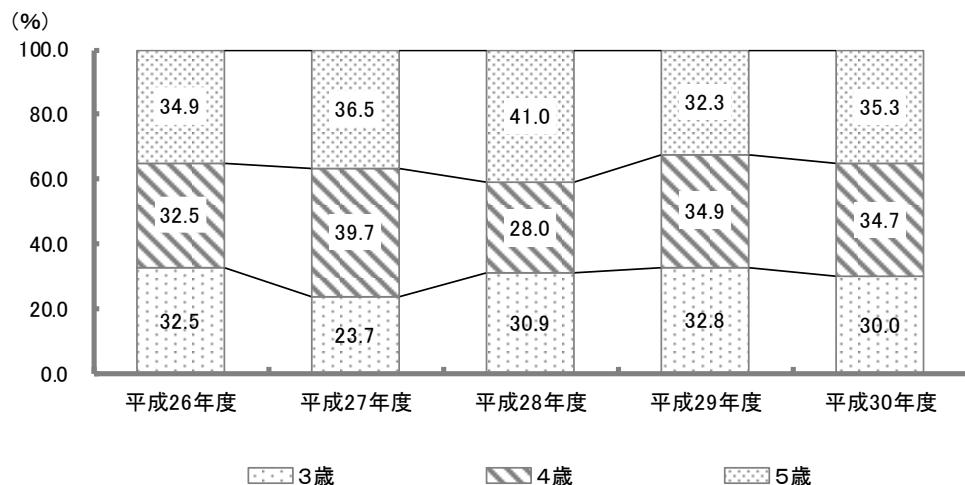


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年 4月 1日）、事務報告書  
幼稚園在籍者数：子ども育成課（各年 5月）

## イ 福生市における年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合をみると、各年齢の割合はほぼ横ばいで推移しています。

図 年齢別幼稚園の在籍割合



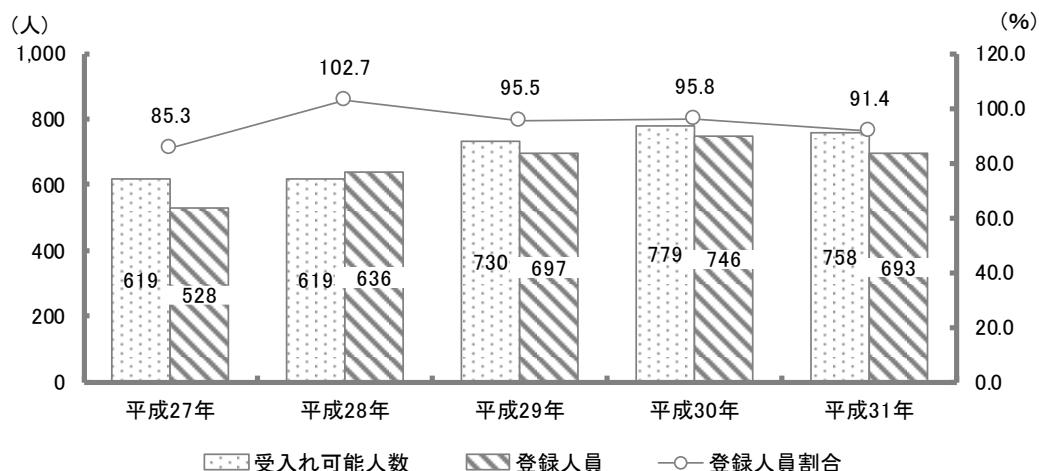
資料：子ども育成課（各年度 5月 1日）

## (6) 福生市における学童クラブの性別学年別入所者数及び定員数

### ① 学童クラブの定員数及び入所者数

登録人員をみると、平成27年以降、平成30年まで増加していましたが、平成31年に減少し、693人となっています。

図 学童クラブの定員数及び入所者数の推移



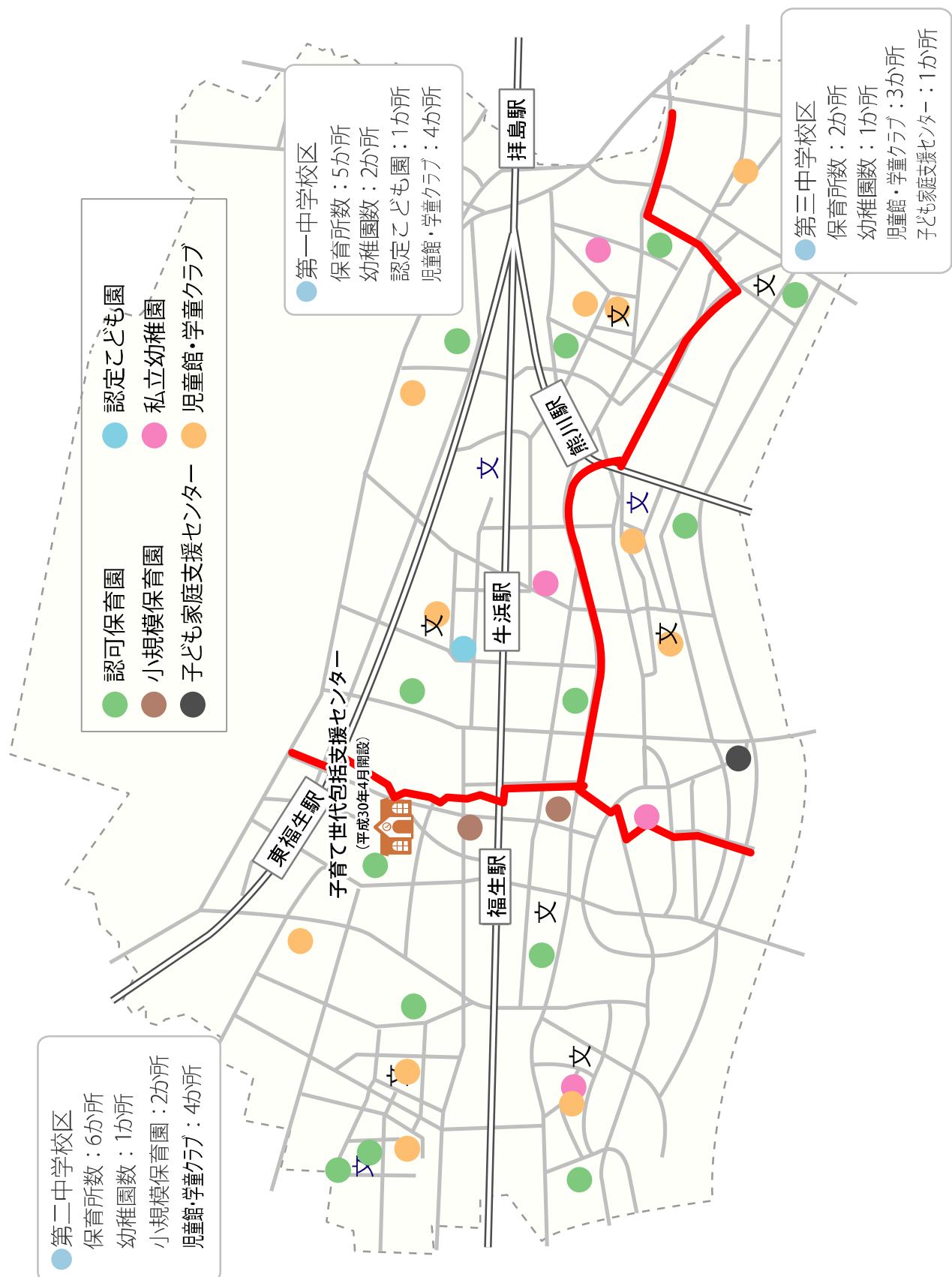
資料：子ども育成課

図 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数

|         |   | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生     | 男 | 87人   | 115人  | 102人  | 104人  | 82人   |
|         | 女 | 102人  | 85人   | 105人  | 111人  | 96人   |
| 2年生     | 男 | 74人   | 84人   | 108人  | 89人   | 85人   |
|         | 女 | 69人   | 92人   | 78人   | 95人   | 104人  |
| 3年生     | 男 | 48人   | 64人   | 69人   | 92人   | 76人   |
|         | 女 | 67人   | 65人   | 80人   | 59人   | 85人   |
| 4~6年生   | 男 | 39人   | 60人   | 70人   | 89人   | 82人   |
|         | 女 | 42人   | 71人   | 85人   | 107人  | 83人   |
| 小計      | 男 | 248人  | 323人  | 349人  | 374人  | 325人  |
|         | 女 | 280人  | 313人  | 348人  | 372人  | 368人  |
| 合計      |   | 528人  | 636人  | 697人  | 746人  | 693人  |
| 受入れ可能人数 |   | 619人  | 619人  | 730人  | 779人  | 758人  |
| クラブ数    |   | 12    | 12    | 12    | 12    | 13    |

資料：子ども育成課

## (7) 福生市の保育・教育施設の配置状況



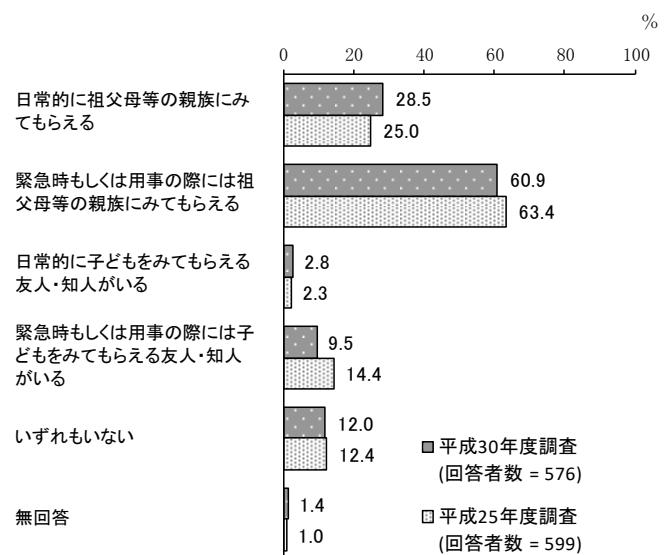
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が28.5%、「いずれもいない」の割合が12.0%となっています。

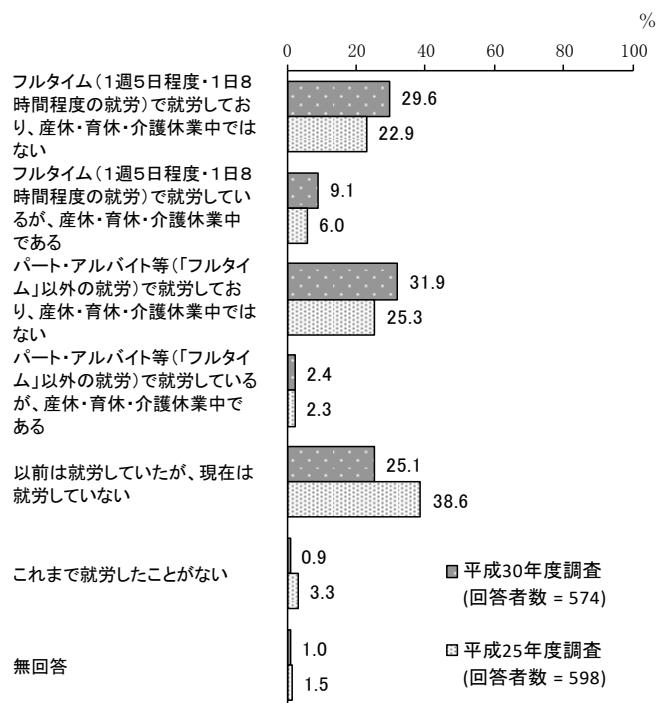
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.1%となっています。

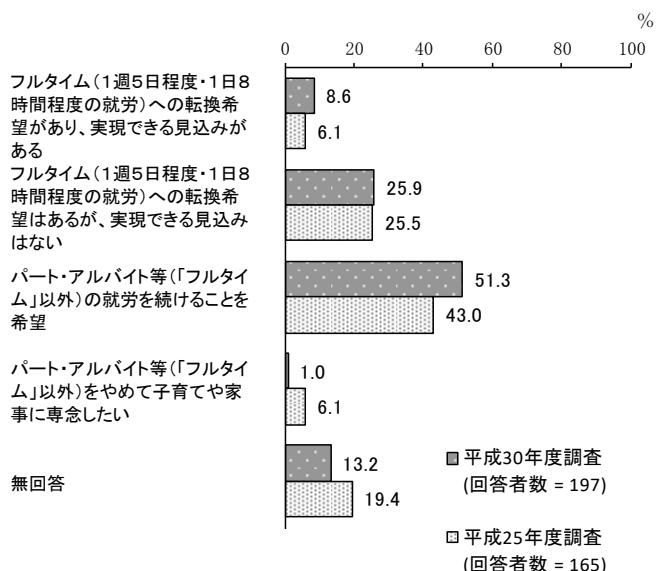
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



## ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が51.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が25.9%となっています。

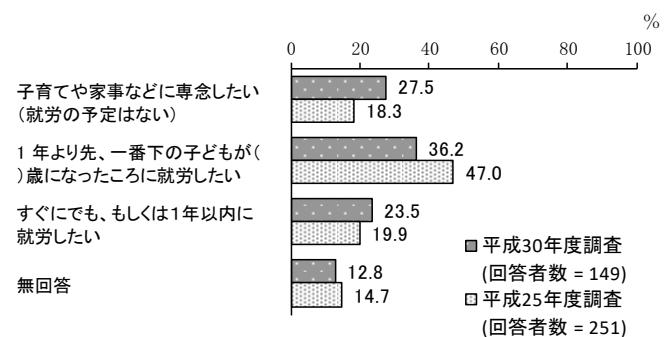
平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が減少しています。



#### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」の割合が36.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が27.5%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.5%、「1年以内に就労したい」の割合が23.5%となっています。

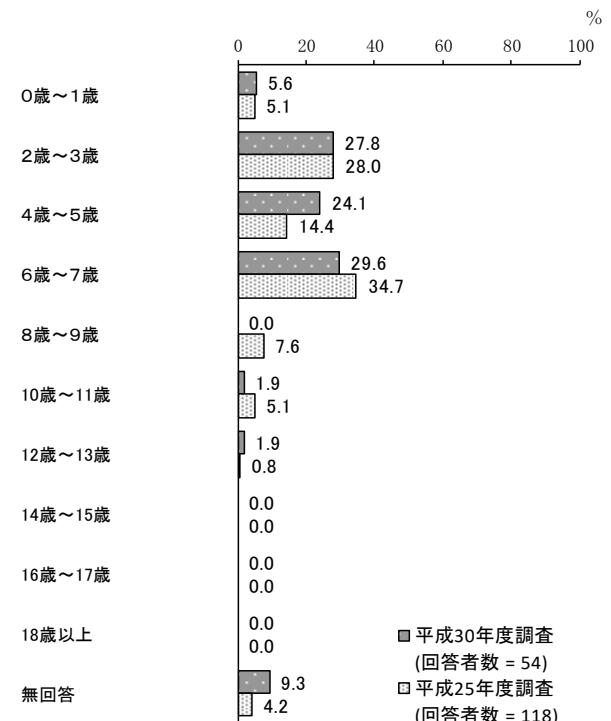
平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。一方、「1年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」の割合が減少しています。



#### 1年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい

「6歳～7歳」の割合が29.6%と最も高く、次いで「2歳～3歳」の割合が27.8%、「4歳～5歳」の割合が24.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4歳～5歳」の割合が増加しています。一方、「6歳～7歳」「8歳～9歳」の割合が減少しています。

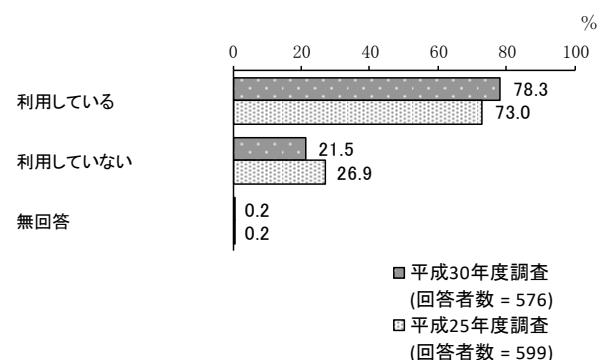


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が78.3%、「利用していない」の割合が21.5%となっています。

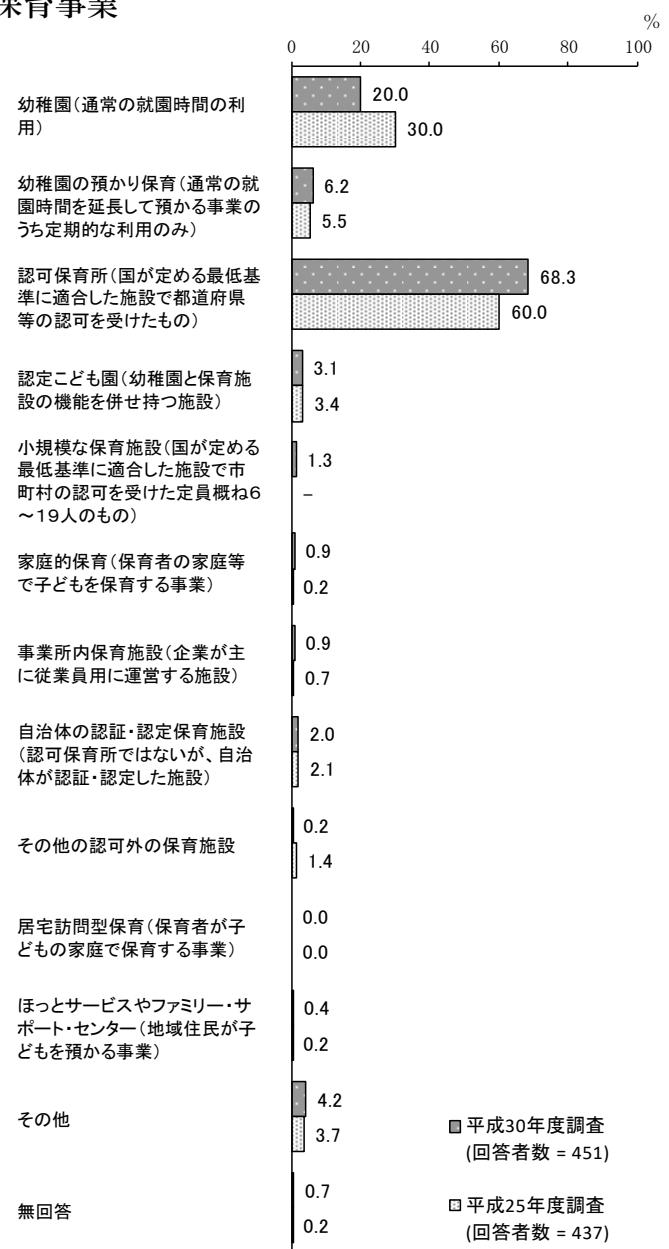
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



### ② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

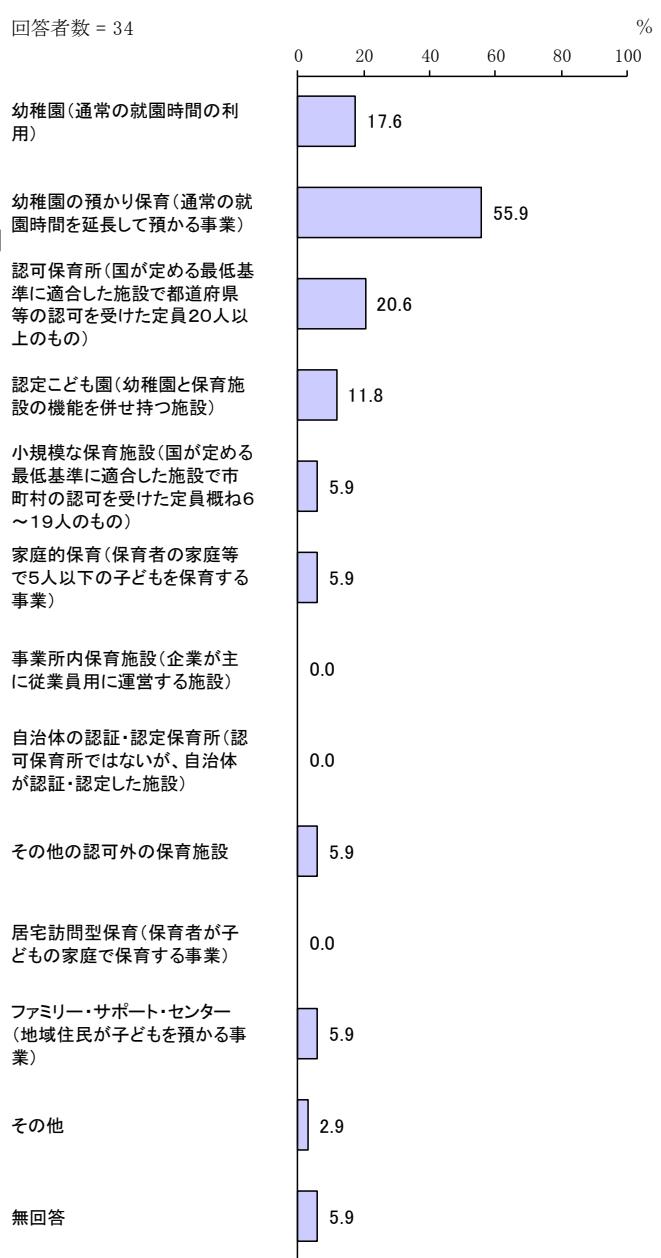
「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が68.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が20.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業  
 (「異なる教育・保育施設を利用したい」と答えた方)

「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間  
 を延長して預かる事業)」の割合が 55.9%  
 と最も高く、次いで「認可保育所(国が定  
 める最低基準に適合した施設で都道府県  
 等の認可を受けた定員20人以上のもの)」  
 の割合が 20.6%、「幼稚園(通常の就園時  
 間の利用)」の割合が 17.6%となっています。

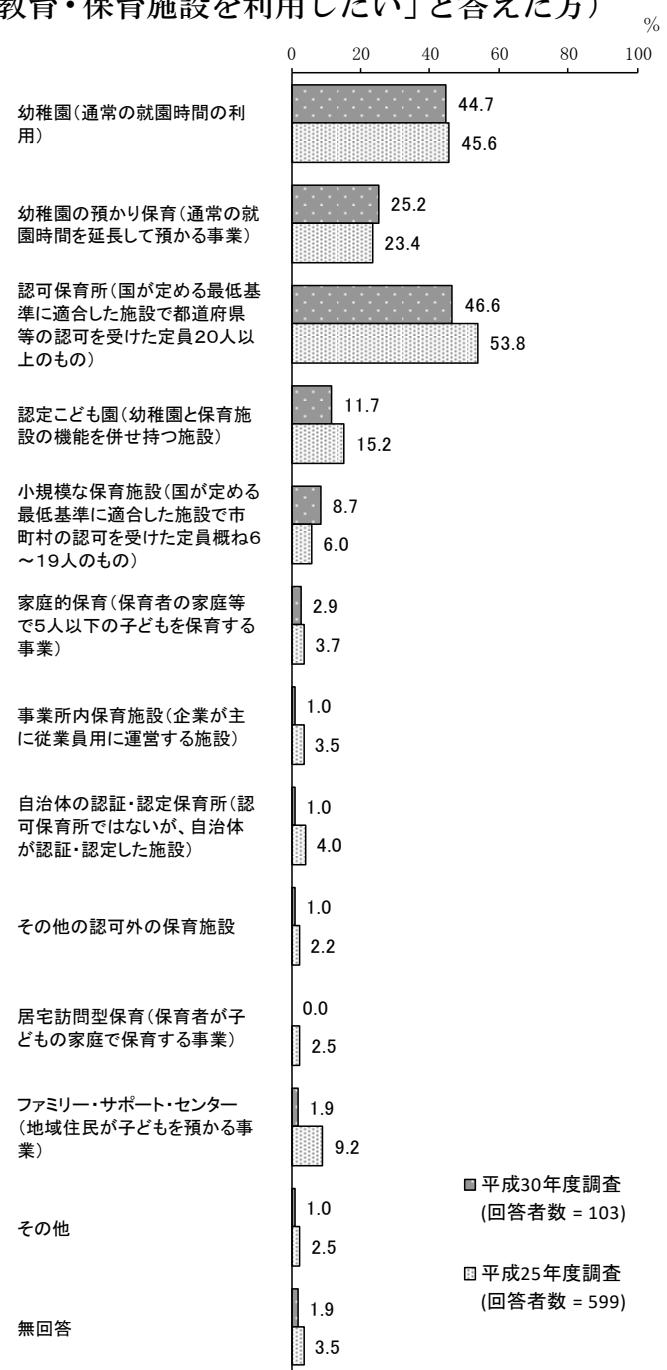


#### ④ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

(「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と答えた方)

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が46.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が44.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）」の割合が25.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」の割合が減少しています。

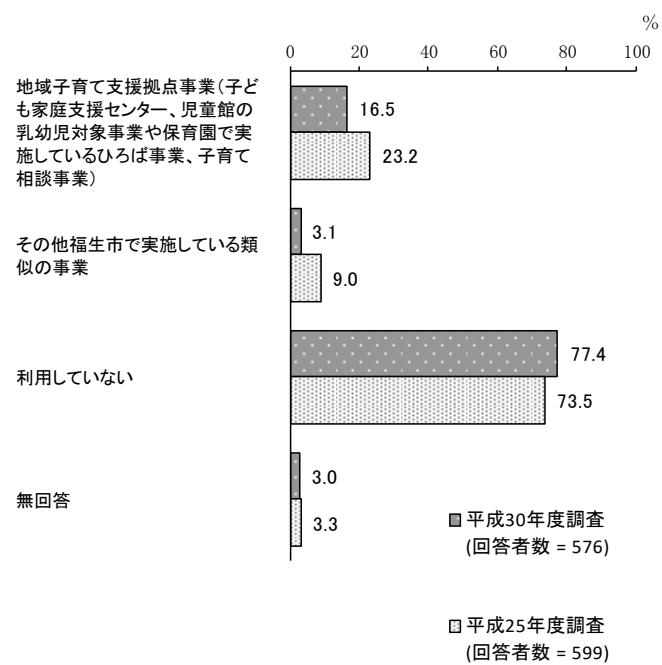


### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が77.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター、児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業）」の割合が16.5%となっています。

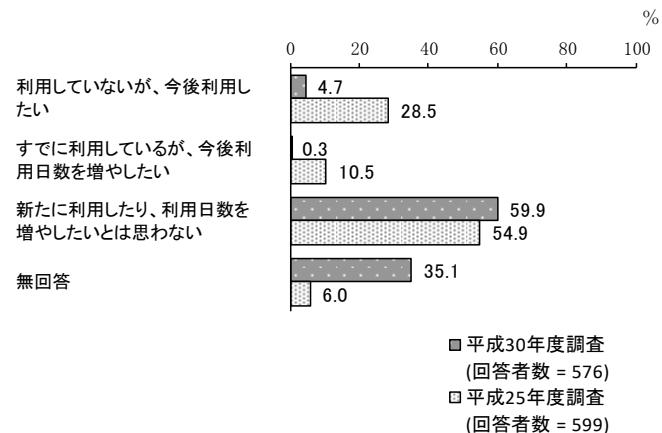
平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター、児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業）」「その他福生市で実施している類似の事業」の割合が減少しています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が59.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が減少しています。

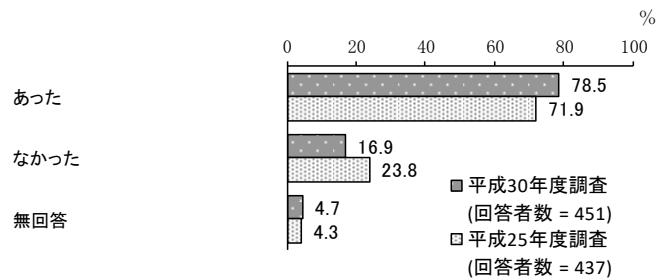


## (4) 病気等の際の対応について

### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.5%、「なかった」の割合が16.9%となっています。

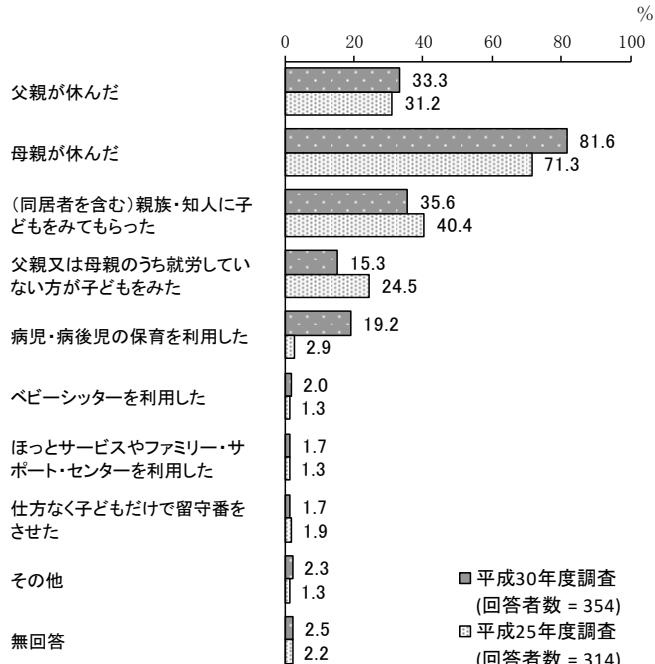
平成25年度調査と比較すると、「あつた」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



### ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が81.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が35.6%、「父親が休んだ」の割合が33.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

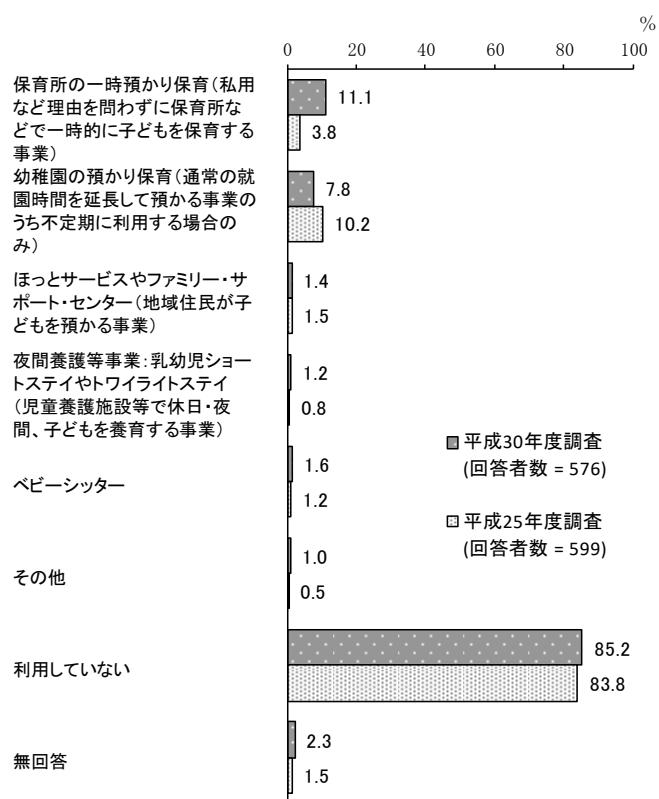


## (5) 一時預かり等の利用状況について

### ① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が85.2%と最も高く、次いで「保育所の一時預かり保育(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)」の割合が11.1%となっています。

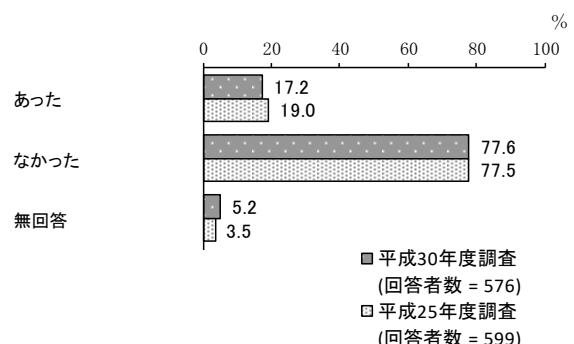
平成25年度調査と比較すると、「保育所の一時預かり保育(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)」の割合が増加しています。



### ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.2%、「なかった」の割合が77.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

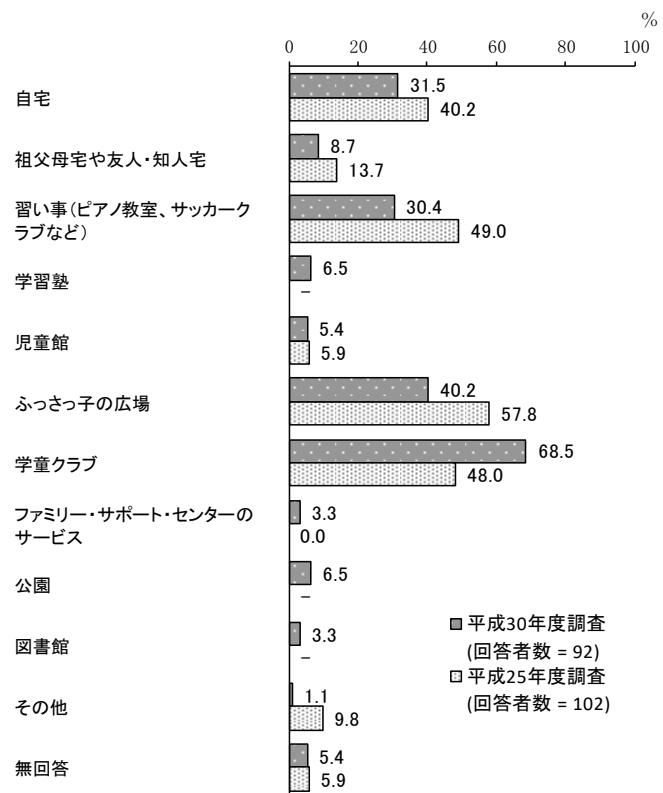


## (6) 小学校就学後の過ごさせ方について

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低・中学年）の放課後に過ごさせたい場所

「学童クラブ」の割合が68.5%と最も高く、次いで「ふっさっ子の広場」の割合が40.2%、「自宅」の割合が31.5%となっています。

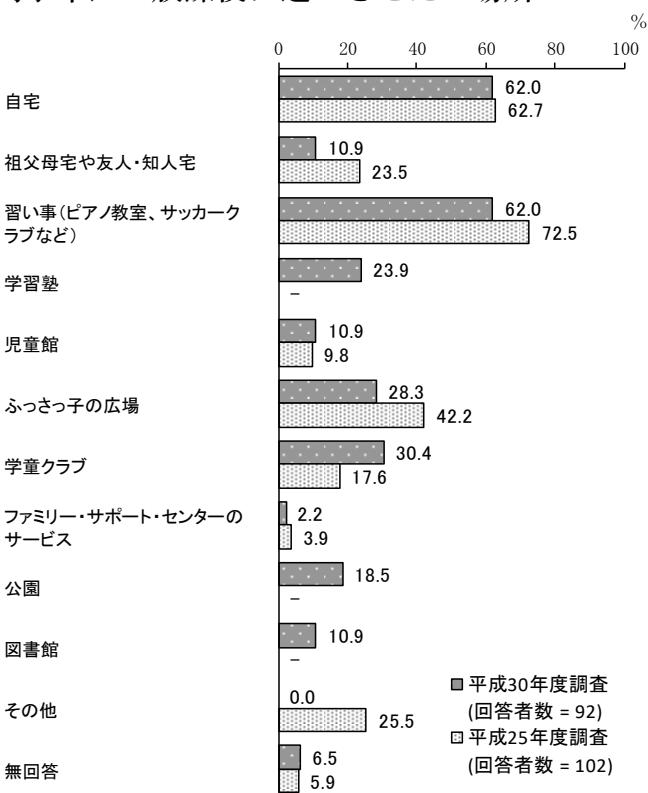
平成25年度調査と比較すると、「学習塾」「学童クラブ」「公園」の割合が増加しています。一方、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が62.0%と最も高く、次いで「学童クラブ」の割合が30.4%となっています。

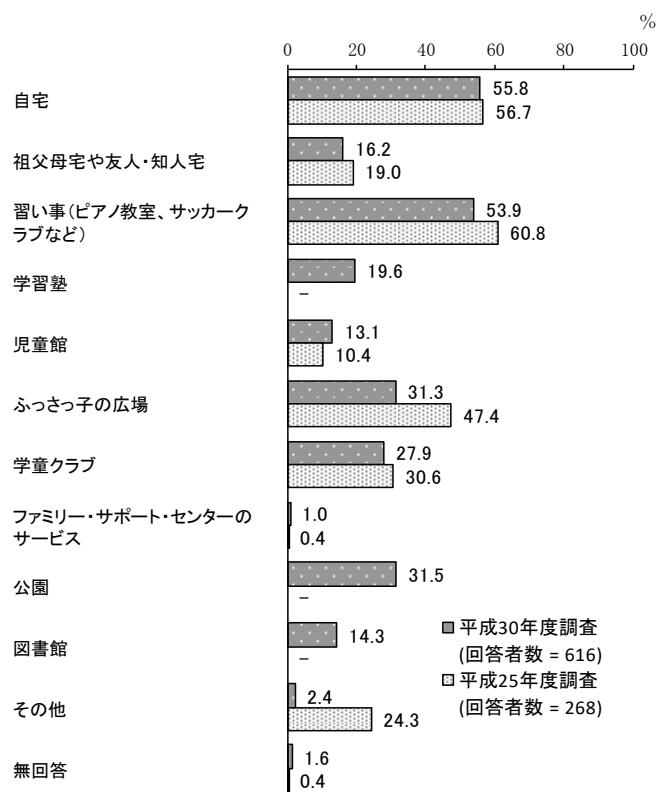
平成25年度調査と比較すると、「学習塾」「学童クラブ」「公園」「図書館」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ③ 小学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

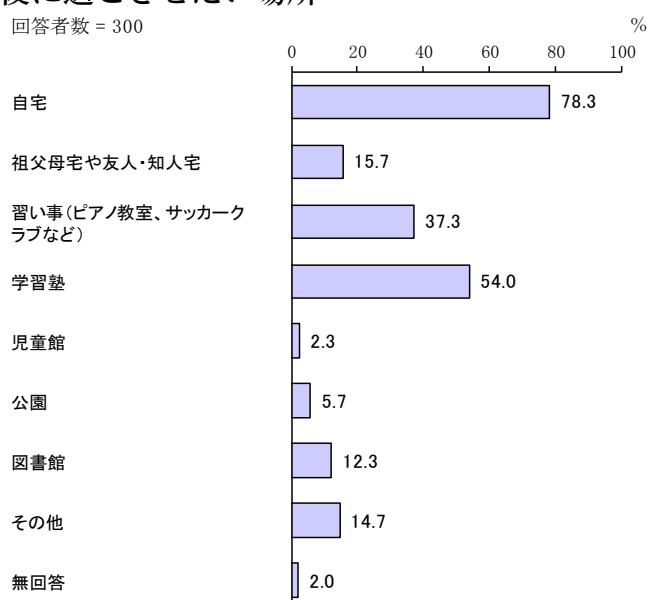
「自宅」の割合が55.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が53.9%、「公園」の割合が31.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「学習塾」「公園」「図書館」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ④ 中学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が78.3%と最も高く、次いで「学習塾」の割合が54.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が37.3%となっています。

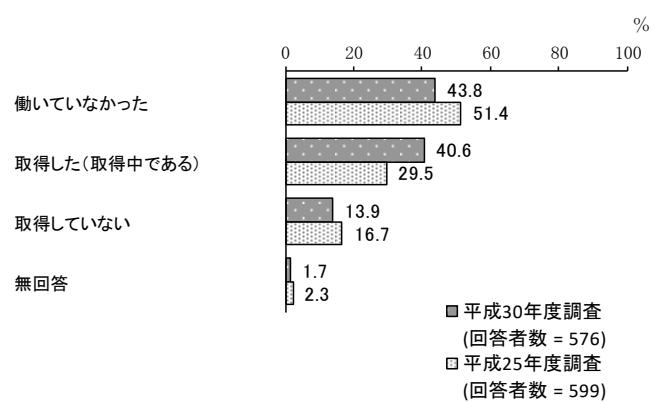


## (7) 育児休業制度の利用状況について

### ① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が43.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が40.6%、「取得していない」の割合が13.9%となっています。

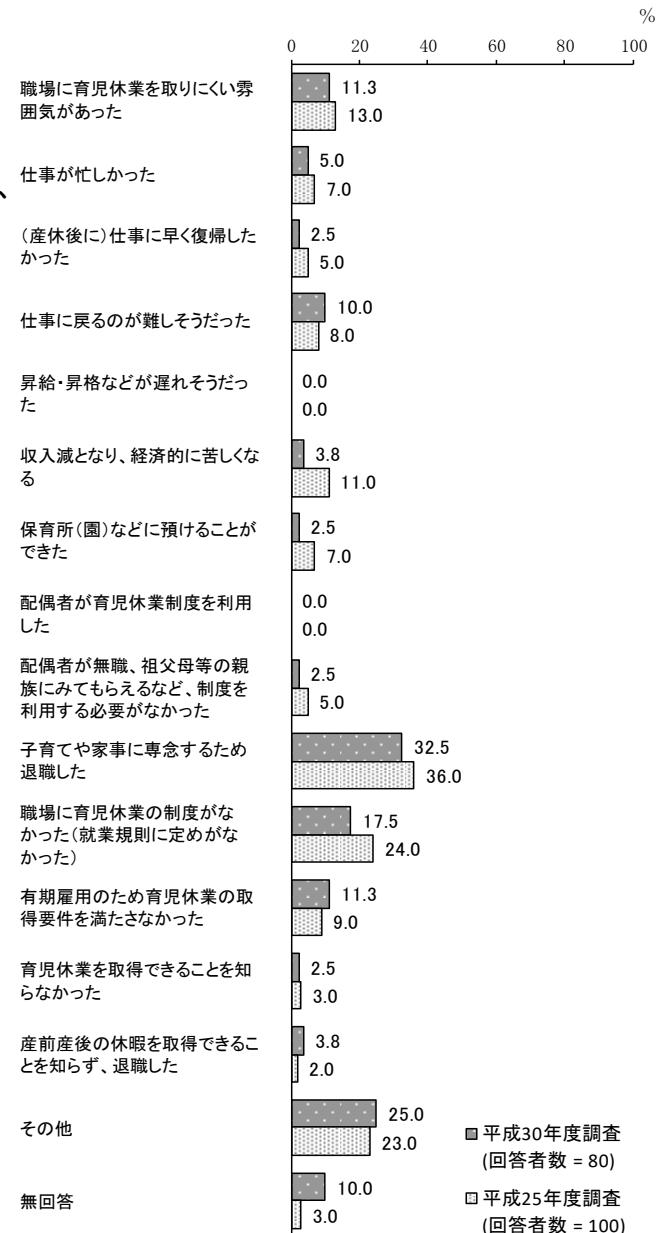
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



### ② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が11.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。



## (8) 相談の状況について

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

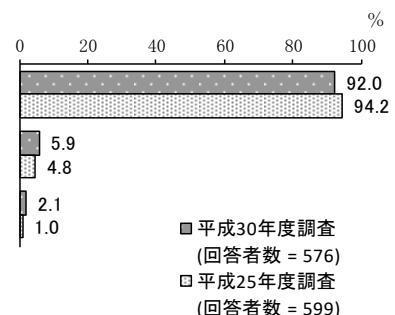
「いる／ある」の割合が92.0%、「いない／ない」の割合が5.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

いる／ある

いない／ない

無回答



### ② 小学生保護者の気軽に相談できる人の有無

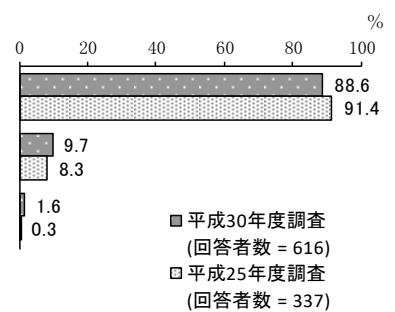
「いる／ある」の割合が88.6%、「いない／ない」の割合が9.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

いる／ある

いない／ない

無回答



### ③ 中学生保護者の気軽に相談できる人の有無

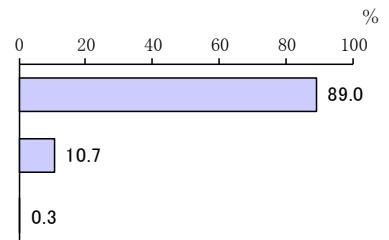
「いる／ある」の割合が89.0%と最も高く、次いで「いない／ない」の割合が10.7%となっています。

回答者数 = 300

いる／ある

いない／ない

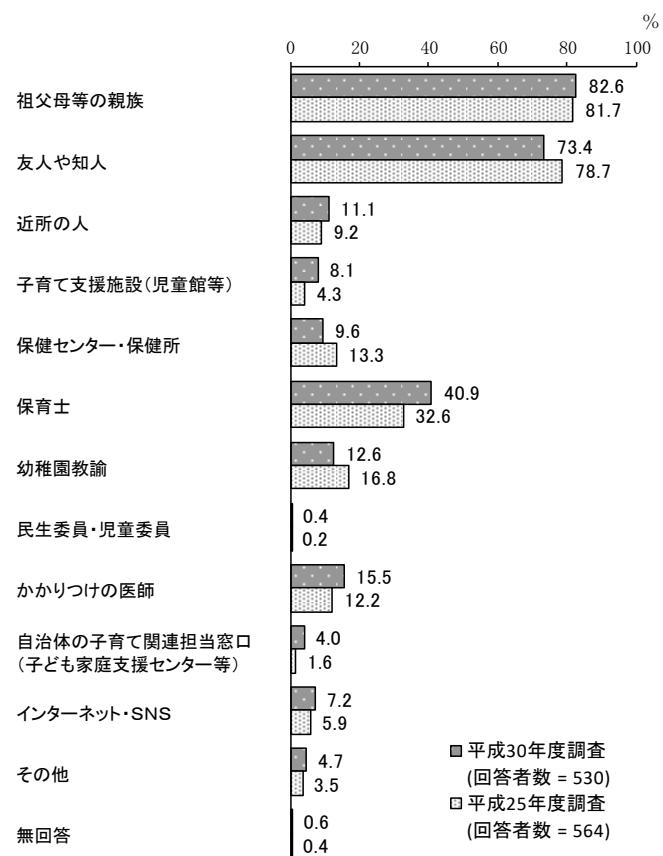
無回答



#### ④ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が82.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.4%、「保育士」の割合が40.9%となっています。

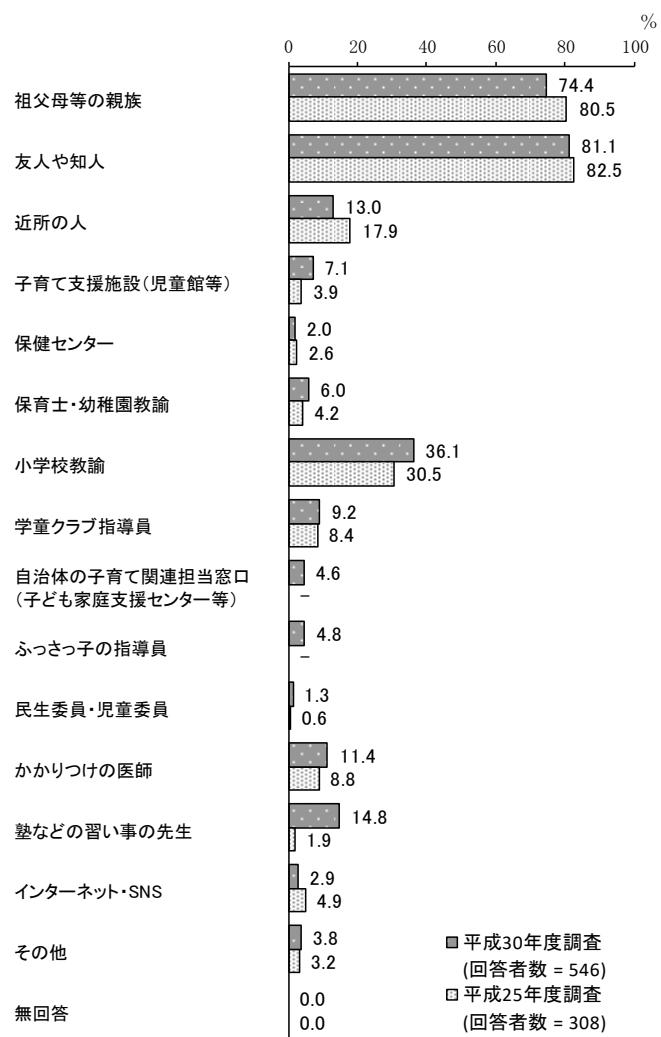
平成25年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



## ⑤ 小学生保護者の気軽に相談できる相談先

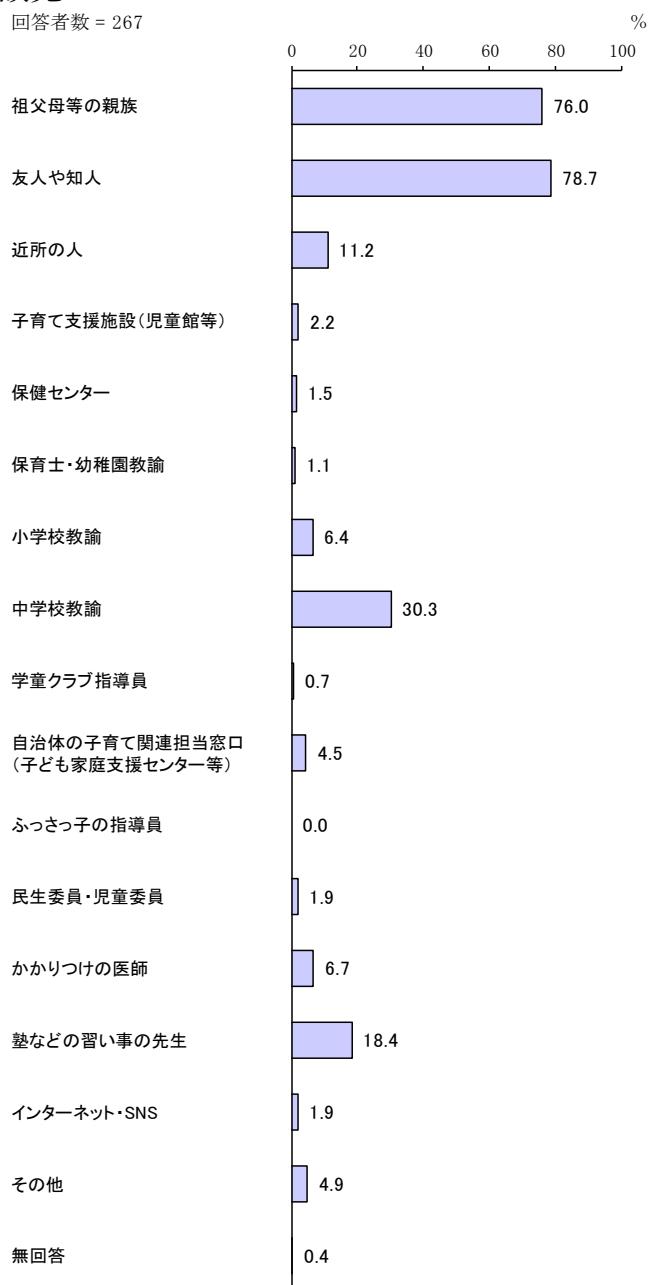
「友人や知人」の割合が81.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が74.4%、「小学校教諭」の割合が36.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「小学校教諭」「塾などの習い事の先生」の割合が増加しています。一方、「祖父母等の親族」の割合が減少しています。



## ⑥ 中学生保護者の気軽に相談できる相談先

回答者数 = 267  
 「友人や知人」の割合が 78.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 76.0%、「中学校教諭」の割合が 30.3%となっています。

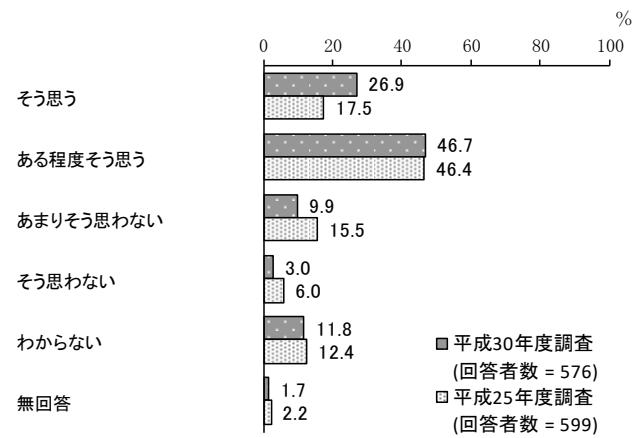


## (9) 子育て全般について

### ① 就学前児童保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 46.7% と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 26.9%、「わからない」の割合が 11.8% となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。一方、「あまりそう思わない」の割合が減少しています。



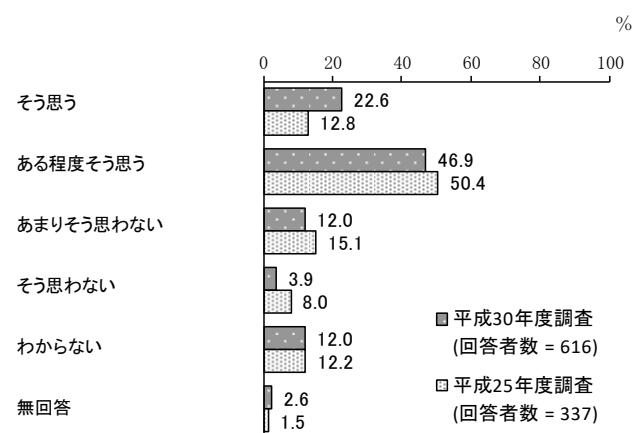
子育てしやすいという理由として、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、医療費や都市整備についての意見がありました。

## ② 小学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が46.9%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が22.6%、「あまりそう思わない」、「わからない」の割合が12.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。

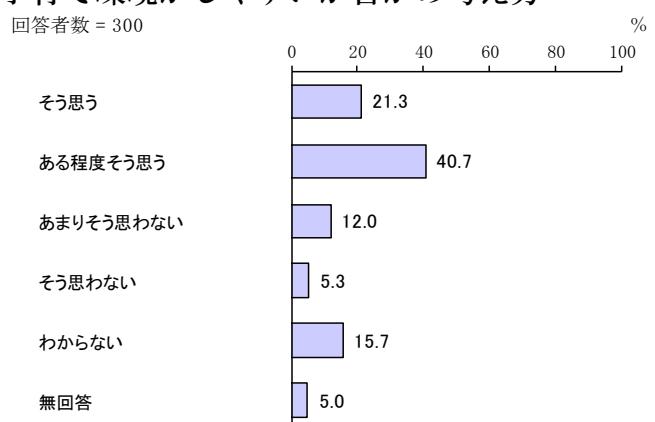
子育てしやすいという理由として、保育サービスや児童館、ふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、不審者情報や都市整備についての意見がありました。



## ③ 中学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が40.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が21.3%、「わからない」の割合が15.7%となっています。

子育てしやすいという理由として、保育サービスやふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであり、地域活動がしっかりしているという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、障害に対する支援、学力についての意見がありました。



## (10) 子ども本人調査について

### ① 若者向けに福生市に必要な場所

若者向けにどんな場所がもっと福生市にあればよいと思うかについて、小学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が54.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が32.8%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が29.4%となっています。

中学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が45.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が30.0%、「インターネットが自由に使える場所」の割合が29.3%となっています。

単位：%

|       | 件数  | 大きな音（楽器演奏など）を出してもよい場所 | 思いっきり身体を動かせる | 場所   | 気軽におしゃべりできる | 乗つてくれる場所 | 自分のなやみ相談に | 場所   | 趣味仲間が自由に集まれる | インターネットが自由に使える場所 | 自由に使える場所 | 静かに勉強したり本が読める場所 | その他 | 特になし | 無回答 |
|-------|-----|-----------------------|--------------|------|-------------|----------|-----------|------|--------------|------------------|----------|-----------------|-----|------|-----|
| 小学生本人 | 296 | 16.2                  | 54.7         | 25.3 | 9.8         | 32.8     | 25.7      | 29.4 | 11.8         | 7.8              | 3.0      |                 |     |      |     |
| 中学生本人 | 300 | 18.3                  | 45.7         | 20.3 | 4.3         | 30.0     | 29.3      | 19.3 | 12.3         | 14.7             | 5.3      |                 |     |      |     |

※小学生本人調査・中学生本人調査

### 3 第1期計画の評価

計画の適切な進行管理を進めるため、府内関係各課を中心に年度ごとに事業目標の設定、実施状況の確認、対策の実施を行いました。「福生市子ども・子育て審議会」では、施策の実施状況について点検・評価を行いました。また、結果については公表しました。

【第1期計画の評価】、【計画期間中の主な取り組み】は、平成27年度から平成30年度の事業目標の実施状況を総括し、基本目標単位で取りまとめました。

各事業の進捗評価（A評価：実施率90%以上　B評価：実施率50～90%未満　C評価：実施率50%未満　D評価：実施なし）については、直近となる平成30年度の評価を掲載しています。

#### （1）「基本目標1　家庭・地域における子育ての支援」について

##### 【第1期計画の評価】

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援を求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見と適切な対応などの体制の整備を地域社会全体で支援してきました。

平成30年度において、目標全体では85事業のうち、平成30年度のA評価は75事業、達成率は88%（75事業/85事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は12%（10事業/85事業）、C評価はありませんでした。

##### 【計画期間中の主な取り組み】

子ども家庭支援センターにおいて、ふっさ子育てなんでも相談など、身近な相談機関として、子どもと家庭から総合的な相談に応じて支援を行っています。さらに、利用者支援事業として保育サービスに関する情報の集約と提供と行うとともに相談に応じるなど相談体制の充実を図りました。また、子ども家庭支援センター、児童館、保育園において、子育てひろば事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行っています。また、児童虐待については早期発見や適切な対応を図るため、要保護児童等に対する支援体制を強化しています。

平成30年4月からは、新たな事業として、安心して子育てできる環境の充実を図るために、保健センターを一部改修し、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐し、一人ひとりの状況に応じた、妊娠期から子育て期（主に未就学児）にわたる切れ目のないサポ

ートを行っています。

ほかに、市内事業者とともに子育て家庭を経済的な支援を行う「子育て支援カード」を発行することで、子育て家庭を地域で応援しています。さらに、自由参加型の放課後子ども教室である「ふっさっ子の広場」は、市内全7小学校で実施され、小学生の居場所となっています。

新たな事業として、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するための保育園への看護師派遣や、テレビ電話の活用による多言語通訳サービスの実施、生活困窮世帯の子どもや被保護世帯の子どもに対する週1回の学習支援及び居場所の提供を実施しています。

#### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査・小学生調査において、身近に協力者がいない保護者の割合は1割前後となっています。また、未就学児調査では、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位となっていますが、5年前に比べ、保育士の割合が高くなっています。

世帯所得によって、子育て情報の提供への課題や、経済的な支援を強く求めるニーズもみられました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育ちができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整えていく必要があります。

また、放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

## (2) 「基本目標2 母と子の健康を守り増進する」について -----。

### 【第1期計画の評価】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や思春期保健対策を推進してきました。

平成30年度において、目標全体では41事業のうち、平成30年度のA評価は38事業、達成率は93%（38事業/41事業）であり、おおむね高い達成率となっています。B評価は5%（2事業/41事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/41事業）でした。

### 【計画期間中の主な取り組み】

保健センターにおいて、パパママクラスや子育て教室等の親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場をさらに充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実してきました。

平成31年4月から、産後に家族等の援助が受けられない産婦や乳児に対し、母親の身体的回復と心理的な安定等を促す「産後ケア事業」を開始しました。

さらに、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じ、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化してきました。

また、児童・生徒を取り巻く不登校などの様々な問題について、教育相談室、学校適応支援室、スクールソーシャルワーカー、アドバイザリースタッフを活用することにより、総合的・専門的な支援を行い、児童・生徒の精神的健康の増進を図りました。

### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育て世代包括支援センターの相談事業及び巡回相談事業について、認知度・利用希望が低くなっているものの、事業が開始して年数がたっていないことも影響しています。

地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

また、子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化や思春期保健事業の推進など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。そのためにも既存事業について多様な媒体を通じた周知啓発が必要です。

### (3) 「基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」について ——

#### 【第1期計画の評価】

保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では47事業のうち、平成30年度のA評価は42事業で、達成率は89%（42事業/47事業）となっています。また、B評価は9%（4事業/47事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/47事業）でした。

#### 【計画期間中の主な取り組み】

多様な保育サービスとして、市内認可保育所と小規模保育事業所における低年齢児保育の充実や、待機児童対策として一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を実施しました。また、平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、定員を増やしました。こうした取り組みにより、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

さらに、平成27年度には市内で病児保育を開設、その後も対象年齢を拡大するなどの充実を図り、令和元年度からは、待機児童となった0歳児から2歳児を対象に、保育園が決まるまでの間ベビーシッターを利用できる「ベビーシッター利用支援事業」を始めるなど、子育て中の保護者をサポートしていく取組を実施しています。

学齢期の子どもへの支援としては、保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図るとともに、臨床心理士による保育所・幼稚園、小学校への巡回相談等を実施しています。平成28年度からは、巡回相談を子ども家庭支援センターと合同で行うことにより、相談体制の更なる充実を図っています。

放課後対策としては、児童館内の学童クラブにおいて、夜8時までの延長育成を行っています。また、夏休みなどの長期休暇期間中は、午前7時30分から育成を行っています。

## 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加し、未就学児童をもつ母親の7割はなんらかの就労をしています。また、母親のパートタイム就労している1割はフルタイムへの転換見込があると回答しています。

さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化が実施された場合、「現在利用している教育・保育施設を継続して利用したい」が7割と高いものの、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」が2割弱となっています。

また、小学生調査・中学生調査ともに、若者向けにどんな場所がもっと福生市にあればよいと思うかについて、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」となっています。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが求められています。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

また、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていくよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

## (4) 「基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり」について -----

### 【第1期計画の評価】

育児休業制度の普及等により、年度途中の保育所への入所希望は増える傾向にあるため、認可保育所の定員の増や認定こども園の新設を行い、保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努めてきました。

平成30年度において、目標全体では7事業のうち、平成30年度のA評価は6事業、達成率は86%（6事業/7事業）となっています。また、B評価は14%（1事業/7事業）、C評価はありませんでした。

### 【計画期間中の主な取り組み】

産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、低年齢児保育の充実に取り組んでいます。平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、低年齢児の定員を増やしました。こうした取り組みにより、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「仕事と家庭生活の両立」が最も高く、小学生調査でも、上位となっています。

未就学児調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加しているものの、父親は変化なしという状況となっています。また、未就学児調査では、「育児休業制度が整っていれば、今後1年以上は在宅で子育てしたい」が3割弱と高くなっています。

引き続き、働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

## (5) 「基本目標5 子どもにやさしいまちづくり」について -----•

### 【第1期計画の評価】

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では17事業のうち、平成30年度のA評価は16事業、達成率は94%（16事業/17事業）であり、おむね高い達成率となっています。また、B評価は6%（1事業/17事業）、C評価はありませんでした。

### 【計画期間中の主な取り組み】

通学路見守り員の配置や防犯カメラによる見守りを実施するとともに、市内の道路照明等のLED化などに取り組んでいます。また、平成30年には市内全小学校の通学路について、小学校・学童クラブ等から点検の要望があった箇所について点検を行い、関係機関に改善を要望しました。

### 【第2期計画に向けた課題】

子育てしやすいまちだと思うかについて、5年前に比べ、「そう思う」の割合が、未就学児調査・小学生調査ともに高くなっています。

小学生調査では、子どもたちの安全・安心な学校での生活の充実のために、どのような防犯上の取組が必要だと思うかについて、「登下校の見守り」が6割弱と最も高くなっています。

未就学児調査では、他市町村への引っ越し予定がある回答が一定数あることから、都市づくりの観点からも、子育て支援策を検討していく必要があります。

今後、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、福生市の特性や今ある地域の資産の活用や、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

## 1

## 基本理念

**「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」**

子どもは社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。

また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であるといえます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

福生らしい個性と魅力、強みを活かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、子どもを安心して生み育てられ、次代を担うすべての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

## 2 基本的な視点

### (1) すべての子どもの支援

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、すべての就学前児童の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### (2) 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる必要があります。のために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

### (3) 地域社会全体で子育ての視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現を目指します。

## (4) 福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援の視点

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育んできました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力を子どもたちに伝えていくことで、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある暮らしへつながっていく事業を推進します。

### 「子どもの権利条約」の子どもの4つの権利

#### ○生きる権利

すべての子どもの命が守られること

#### ○育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

#### ○守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

#### ○参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

### 「子どもの権利条約」の一般原則

#### ○生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### ○子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

#### ○子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

#### ○差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

ユニセフ「子どもの権利条約」より

### 3 基本目標

#### 基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

#### 基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

#### 基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

#### 基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

## **基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進** ——

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、すべての市民が、性別にかかわりなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

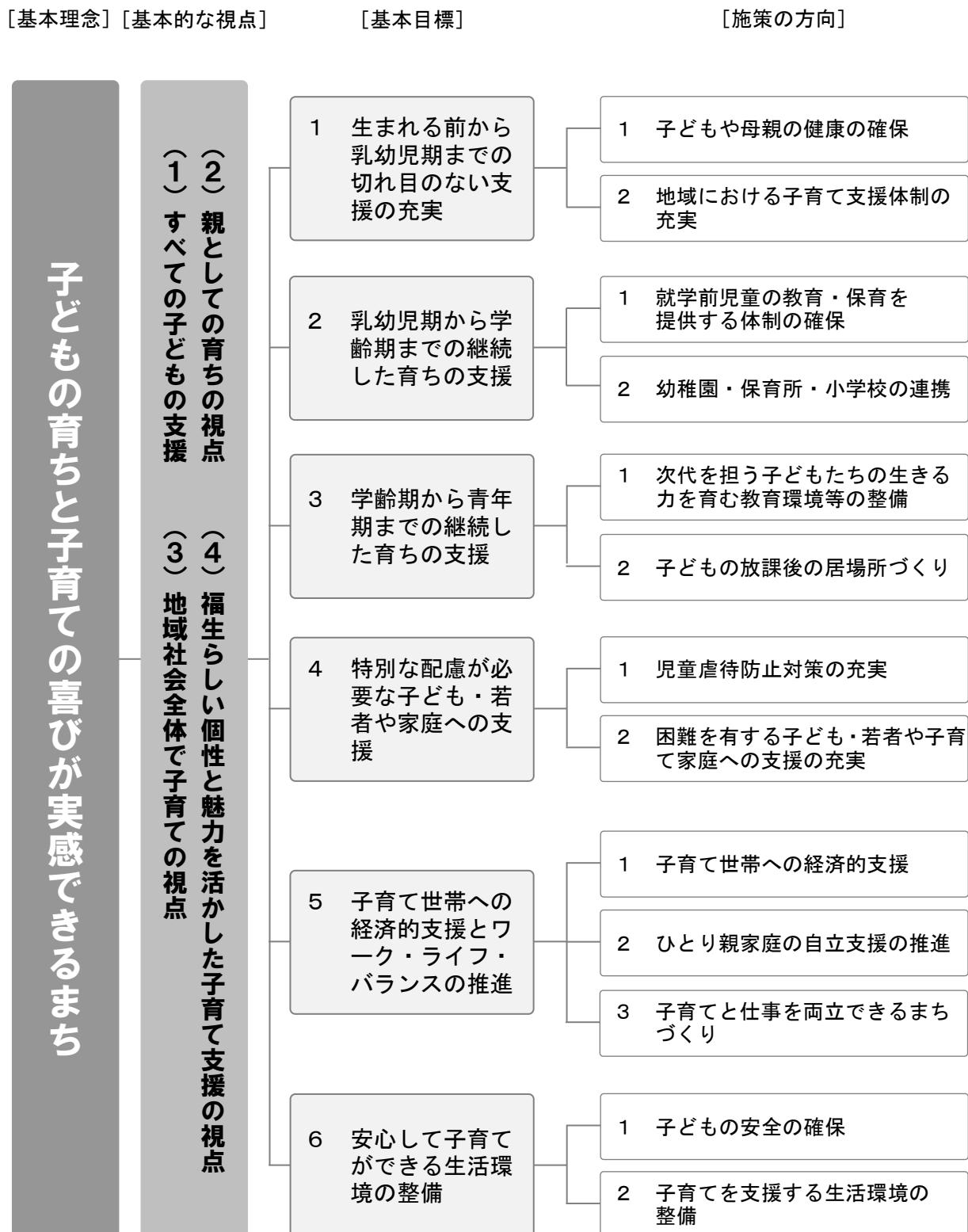
また、働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

## **基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備** ——————

子どもや子ども連れての行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

## 4 施策の体系

### (1) 体系図



## [基本施策]

- - 基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消
  - 基本施策 2 子どもや母親の健康づくり
  - 基本施策 3 食育の推進
  - 基本施策 4 小児医療の充実
- - 基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
  - 基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり
  - 基本施策 3 子育て情報の提供
  - 基本施策 4 相談機能の充実
- - 基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進
- - 基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携
- - 基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成
  - 基本施策 2 思春期保健事業の推進
  - 基本施策 3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり
  - 基本施策 4 地域の教育力の向上
  - 基本施策 5 環境の浄化
- - 基本施策 1 子どもの居場所づくり
- - 基本施策 1 児童虐待防止策の充実
- - 基本施策 1 障害児施策の充実
  - 基本施策 2 外国人家庭に対する対応
  - 基本施策 3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- - 基本施策 1 経済的負担の軽減
- - 基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- - 基本施策 1 広報・啓発活動の推進
  - 基本施策 2 男性の子育て参加の推進
  - 基本施策 3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- - 基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
  - 基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るために活動の推進
  - 基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進
- - 基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保
  - 基本施策 2 安全な道路交通環境の整備

## 基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

### 施策の方向（1）子どもや母親の健康の確保 · · · · ·

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。さらに、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯予防対策等を進めていくとともに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療の体制強化を図ります。

#### ■成果指標

| No | 指標             | 指標の説明         | 現状   | 方向 |
|----|----------------|---------------|--|----|
| 1  | 乳児家庭全戸訪問事業の実施率 | 訪問実施率         | 91.1%  | 増加 |
| 2  | 乳幼児健康診査の受診率    | 各種乳幼児健康診査の受診率 | 3か月児96.0%<br>6か月児83.0%<br>9か月児78.9%<br>1歳6か月児93.7%<br>3歳児93.2% | 増加 |

## 基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

### 【主な取り組み】

| No | 事業名                     | 事業概要   | 方向性 | 主担当課  |
|----|-------------------------|--|-----|-------|
| 1  | Welcome Baby ファイルキットの配布 | 子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付する際、出生届のコピーを挟み込めるファイルキットを配布します。   | 継続  | 総合窓口課 |
| 2  | 母子健康手帳交付                | 母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊娠婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。              | 継続  | 健康課   |
| 3  | パパママクラス                 | 妊娠及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。   | 継続  | 健康課   |
| 4  | 妊娠婦・新生児訪問指導             | 妊娠婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。   | 継続  | 健康課   |
| 5  | 低出生体重児の届出・未熟児訪問指導       | 未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。  | 継続  | 健康課   |
| 6  | 乳児家庭全戸訪問事業              | 乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。                             | 継続  | 健康課   |
| 7  | すくすくベビークラス              | 子どもの保護者を対象にすくすくベビークラスを開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。  | 継続  | 健康課   |
| 8  | 育児相談                    | 乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。   | 継続  | 健康課   |
| 9  | 心理相談                    | 1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施します。   | 継続  | 健康課   |
| 10 | 3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）    | 幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、児の成長を観察しながら、適切な指導を行います。  | 継続  | 健康課   |
| 11 | 里帰り出産等の妊婦健診費用助成         | 里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費助成金を交付します。                                      | 継続  | 健康課   |
| 12 | 育児ギフト配布委託事業             | 妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面接を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、妊婦が出産した後の赤ちゃん訪問時に育児ギフトを贈呈します。                  | 継続  | 健康課   |
| 13 | 産後ケア事業                  | 出産後、家族等から家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんに対し、宿泊型、デイサービス型及びアウトリーチ型の産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。 | 継続  | 健康課   |

| No | 事業名           | 事業概要   | 方向性 | 主担当課     |
|----|---------------|--|-----|----------|
| 14 | 子育てモバイルサービス   | 予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近くとメールでお知らせします。 | 継続  | 健康課      |
| 15 | 赤ちゃん・ふらっと事業   | 市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのため気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。   | 継続  | 子ども育成課   |
| 16 | 産前・産後支援ヘルパー事業 | 育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。                         | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 基本施策2 子どもや母親の健康づくり

### 【主な取り組み】

| No | 事業名                        | 事業概要  | 方向性 | 主担当課    |
|----|----------------------------|---|-----|---------|
| 1  | 母子保健連絡協議会                  | 母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。                                       | 継続  | 健康課     |
| 2  | 母子健康手帳交付（再掲）               | 母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。 | 継続  | 健康課     |
| 3  | 妊婦健康診査                     | 母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。   | 継続  | 健康課     |
| 4  | 妊婦歯科健康診査                   | 母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。   | 継続  | 健康課     |
| 5  | 妊産婦・新生児訪問指導（再掲）            | 妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。  | 継続  | 健康課     |
| 6  | 産婦健康診査                     | 産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。  | 継続  | 健康課     |
| 7  | 乳幼児健康診査                    | 乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。                                 | 継続  | 健康課     |
| 8  | 乳幼児経過観察健康診査                | 乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。                                 | 継続  | 健康課     |
| 9  | 乳幼児発達健康診査                  | 乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。                            | 継続  | 健康課     |
| 10 | 乳幼児歯科健康診査                  | 乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯の罹患率を下げていきます。                                     | 継続  | 健康課     |
| 11 | 新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業 | 新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。                 | 継続  | 健康課     |
| 12 | 幼児体操教室                     | 幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。                                    | 継続  | スポーツ推進課 |
| 13 | 体育館託児付き事業                  | 託児付きの事業を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。  | 継続  | スポーツ推進課 |

### 基本施策3 食育の推進

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名        | 事業概要  | 方向性 | 主担当課 |
|----|------------|---|-----|------|
| 1  | 食に関する相談・指導 | 妊娠婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。 | 継続  | 健康課  |
| 2  | 離乳食教室      | 離乳食教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。  | 継続  | 健康課  |

### 基本施策4 小児医療の充実

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名        | 事業概要   | 方向性 | 主担当課   |
|----|------------|--|-----|--------|
| 1  | 小児医療の充実    | 乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。                       | 継続  | 健康課    |
| 2  | 乳幼児医療費助成制度 | 義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし） | 継続  | 子ども育成課 |

## 施策の方向（2）地域における子育て支援体制の充実・・・・・・

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大しているといわれます。子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

そのため、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子ども家庭支援センター事業やファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

また、子どもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。その中で、子育て世代包括支援センター事業においては、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援の充実を図ります。

### ■成果指標

| No | 指標                  | 指標の説明          | 現状                               | 方向 |
|----|---------------------|----------------|----------------------------------|----|
| 1  | ファミリー・サポート・センターの会員数 | 依頼会員・提供会員・両方会員 | 依頼会員 177人<br>提供会員 96人<br>両方会員 5人 | 増加 |
| 2  | 地域子育て拠点事業利用者数       | 地域子育て拠点事業利用者数  | 13,727人                          | 増加 |

## 基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

### 【主な取り組み】

| No | 事業名           | 事業概要  | 方向性 | 主担当課  |
|----|---------------|---|-----|-------|
| 1  | 子育てサロン「はとぽっぽ」 | 福生市民生委員・児童委員協議会が行う、子育て中の保護者や妊娠中の方の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持てるようなサロン活動の充実・推進を支援します。 | 継続  | 社会福祉課 |

| No | 事業名               | 事業概要   | 方向性 | 主担当課               |
|----|-------------------|--|-----|--------------------|
| 2  | 赤ちゃんはじめての絵本事業     | 生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業で、親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。  | 継続  | 子ども育成課             |
| 3  | 子ども家庭支援センター事業     | 子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。 | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 4  | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助が出来る方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。          | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 5  | 地域子育て支援事業         | 児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。  | 継続  | 子ども育成課<br>子ども家庭支援課 |
| 6  | 地域子育て支援拠点事業の実施    | 認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。  | 継続  | 子ども育成課<br>子ども家庭支援課 |
| 7  | 保育室併設講座の実施        | 育児中の女性のための講座と、集団保育を通して幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。   | 継続  | 公民館                |
| 8  | 託児保育付講座の実施        | 公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を受けた講座を実施します。   | 継続  | 公民館                |
| 9  | 子ども読書活動推進事業の実施    | 学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。  | 継続  | 図書館                |
| 10 | 福祉センター機能の充実       | 児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。  | 継続  | 介護福祉課              |

## 基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

### 【主な取り組み】

| No | 事業名     | 事業概要  | 方向性 | 主担当課     |
|----|---------|---|-----|----------|
| 1  | 地域組織化事業 | 教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。 | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 基本施策3 子育て情報の提供

### 【主な取り組み】

| No | 事業名          | 事業概要  | 方向性 | 主担当課     |
|----|--------------|---|-----|----------|
| 1  | 子育て支援情報の発信   | 子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。 | 継続  | 関係各課     |
| 2  | 子育てハンドブックの配布 | 子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。           | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 基本施策4 相談機能の充実

### 【主な取り組み】

| No | 事業名             | 事業概要   | 方向性 | 主担当課            |
|----|-----------------|--|-----|-----------------|
| 1  | 各種相談事業の充実       | 保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。                                       | 継続  | 福祉保健部<br>子ども家庭部 |
| 2  | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊娠婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。                       | 継続  | 健康課             |
| 3  | 利用者支援事業         | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、子ども未就園児や保護者が保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。 | 継続  | 子ども育成課          |
| 4  | 子育てなんでも相談       | 市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。                     | 継続  | 子ども家庭支援課        |

## 基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

### 施策の方向（1）就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保

近年、少子高齢化にともなう核家族化の進行、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事やリフレッシュなどを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

福生市においても、こうした保育ニーズを適切に見込みながら対応していく必要があり、私立保育園や幼稚園、認定こども園、認可保育所の支援、また、プレ幼稚園や保育ママにいたるまで、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、トワイライトステイ、障害児保育、病児・病後児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスの向上に向けた取組を推進します。

#### ■成果指標

| No | 指標    | 指標の説明           | 現状 | 方向 |
|----|-------|-----------------|----|----|
| 1  | 待機児童数 | 各年4月1日における待機児童数 | 0人 | 継続 |

### 基本施策1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名             | 事業概要  | 方向性 | 主担当課   |
|----|-----------------|---|-----|--------|
| 1  | 認可保育所による通常保育の実施 | 保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。                         | 継続  | 子ども育成課 |
| 2  | 低年齢児保育の充実       | 保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 3  | 一時預かり事業         | 保育園の空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時の間で8時間以内の保育を実施します。                         | 継続  | 子ども育成課 |
| 4  | 延長保育事業          | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。 | 継続  | 子ども育成課 |
| 5  | 休日保育事業          | 保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。                          | 継続  | 子ども育成課 |

| No | 事業名               | 事業概要   | 方向性 | 主担当課   |
|----|-------------------|--|-----|--------|
| 6  | 病後児保育             | 保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。              | 継続  | 子ども育成課 |
| 7  | 病児保育              | 子どもが病気であるために保育所などに預けられない時に、病院等で保育をします。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 8  | 認証保育所事業           | 多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。                         | 継続  | 子ども育成課 |
| 9  | 認証保育所利用者補助        | 認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。                              | 継続  | 子ども育成課 |
| 10 | トワイライトステイの実施      | 保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業を検討します。             | 継続  | 子ども育成課 |
| 11 | 障害児保育の充実          | 軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。                                   | 検討  | 子ども育成課 |
| 12 | 保育園の園庭・園舎開放       | 子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 13 | 認定こども園            | 幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。                      | 継続  | 子ども育成課 |
| 14 | 私立幼稚園             | 市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境のもと、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。 | 継続  | 子ども育成課 |
| 15 | 幼稚園における預かり保育の充実   | 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 16 | 幼稚園における園庭・園舎の開放   | 地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 17 | 幼稚園における相談情報提供等事業  | 養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。  | 継続  | 子ども育成課 |
| 18 | プレ幼稚園事業           | 幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階(幼稚園教育課程)へ進むための保育を行います。                   | 継続  | 子ども育成課 |
| 19 | 家庭福祉員制度<br>(保育ママ) | おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。  | 検討  | 子ども育成課 |
| 20 | 幼稚園における一時預かり事業    | 保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。                        | 継続  | 子ども育成課 |

| No | 事業名           | 事業概要  | 方向性 | 主担当課     |
|----|---------------|---|-----|----------|
| 21 | 幼児教育アドバイザーの配置 |   | 検討  | 子ども育成課   |
| 22 | 乳幼児ショートステイの実施 | 保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童をあずかります。 | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 施策の方向（2）幼稚園・保育所・小学校の連携

義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが重要です。

保育所・幼稚園・小学校は、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりすることなどが求められています。

今後も、「小1 プロブレム」等の課題を踏まえ、学校段階等間の接続や臨床心理士の巡回相談などにより、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

### ■成果指標

| No | 指標               | 指標の説明        | 現状 | 方向 |
|----|------------------|--------------|----|----|
| 1  | 幼稚園・保育園と小学校の交流回数 | 1園あたりの平均交流回数 | 3回 | 継続 |

## 基本施策1 幼稚園・保育所・小学校の連携

### 【主な取り組み】

| No | 事業名             | 事業概要  | 方向性 | 主担当課                        |
|----|-----------------|---|-----|-----------------------------|
| 1  | 保育所・幼稚園と小学校との連携 | 保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。  | 充実  | 子ども育成課                      |
| 2  | 学校段階等間の接続       | 低学年における教育全体について、教科間の関連を積極的に図り、就学前教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう、指導等の工夫や指導計画の作成を行います。      | 充実  | 教育指導課                       |
| 3  | 臨床心理士の巡回相談      | 臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。 | 継続  | 子ども育成課<br>子ども家庭支援課<br>教育支援課 |

## 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

### 施策の方向（1）次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備・・

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中でさまざまな体験を通じて、生きていくための資質や能力を身につけていけるよう、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。そのためには、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進します。

また、近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識やライフスタイル、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、アレルギー疾患の増加や、運動不足等による子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。さらに、思春期になると、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあるとみられ、加えて全国的にも子どもの薬物使用が増加しているといわれており、思春期保健対策の充実が求められます。

また、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアを通じて、性や暴力等、過激な情報の氾濫など、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していきます。また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに成長していくよう支援していきます。

不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒や家族に対しては、それぞれの状況に応じソーシャルワーカーなど専門相談を実施し、豊かな人間性を育むための支援を行います。

#### ■成果指標

| No | 指標                               | 指標の説明                            | 現状    | 方向 |
|----|----------------------------------|----------------------------------|-------|----|
| 1  | 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合 | 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合 | 79.1% | 増加 |

## 基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

### 【主な取り組み】

| No | 事業名              | 事業概要   | 方向性 | 主担当課    |
|----|------------------|--|-----|---------|
| 1  | ICT推進委員会の設置      | これからのお預けが困難な時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、見出した情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。   | 新規  | 教育指導課   |
| 2  | 心理相談員の配置         | 教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7名配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。  | 継続  | 教育支援課   |
| 3  | 心の健康に関する専門医の配置   | 精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。  | 継続  | 教育支援課   |
| 4  | アドバイザリースタッフの配置   | 不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザリースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。   | 継続  | 教育支援課   |
| 5  | 学校適応支援室の活用       | 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。  | 継続  | 教育支援課   |
| 6  | 不登校対策事業          |  | 新規  | 教育指導課   |
| 7  | スクールソーシャルワーカーの配置 | 不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。  | 継続  | 教育支援課   |
| 8  | 学校給食事業           | 更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供します。   | 継続  | 学校給食課   |
| 9  | 食物アレルギー対応事業      | 食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。   | 継続  | 学校給食課   |
| 10 | 食育事業             | 児童生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。<br>また、防災食育センター（新学校給食センター）の食育展示見学ホール（給食を調理している様子を2階から見学できるホール）や研修室等を活用して食育を推進します。 | 継続  | 学校給食課   |
| 11 | ふっさっ子グローバルヴィレッジ  | 小学5・6年生及び中学生を対象に、国際交流による異文化理解を深め、グローバル人材としての資質を高める事業を行います。   | 継続  | 生涯学習推進課 |
| 12 | 郷土資料室の小学生対象事業    | 小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。   | 継続  | 生涯学習推進課 |

## 基本施策2 思春期保健事業の推進

### 【主な取り組み】

| No | 事業名                      | 事業概要  | 方向性 | 主担当課   |
|----|--------------------------|---|-----|--------|
| 1  | 児童館での相談機能の充実             | 子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。                 | 継続  | 子ども育成課 |
| 2  | 思春期に関する取り組み              | 思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。   | 継続  | 健康課    |
|    |                          | 思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。また、小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。              | 継続  | 教育指導課  |
| 3  | 飲酒防止教室                   | 小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。                                  | 継続  | 健康課    |
| 4  | 喫煙防止教室                   | 小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。                                  | 継続  | 健康課    |
|    |                          | 小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。         | 継続  | 教育指導課  |
| 5  | 薬物乱用防止啓発運動               | ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。                               | 継続  | 健康課    |
|    |                          | 学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。                                    | 継続  | 教育指導課  |
| 6  | 心の健康に関する専門医の配置(再掲)       | 精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。                     | 継続  | 教育支援課  |
| 7  | 教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回(再掲) | 教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。     | 継続  | 教育支援課  |
| 8  | アドバイザリースタッフの配置(再掲)       | 不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザリースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。              | 継続  | 教育支援課  |
| 9  | 学校適応支援室の活用(再掲)           | 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。                           | 継続  | 教育支援課  |
| 10 | スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)     | 不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。 | 継続  | 教育支援課  |

### 基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名          | 事業概要  | 方向性 | 主担当課    |
|----|--------------|---|-----|---------|
| 1  | 学校と家庭の連携推進事業 | いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを行います。   | 継続  | 教育指導課   |
| 2  | 学校支援地域組織事業   | 各小・中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育的ニーズと地域の力をよりつなぎ合わせることで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育み、地域全体で学校教育を支援していきます。<br>また、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指す「コミュニティ・スクール」を支援していきます。 | 継続  | 生涯学習推進課 |

### 基本施策4 地域の教育力の向上

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名              | 事業概要  | 方向性 | 主担当課    |
|----|------------------|---|-----|---------|
| 1  | 保護者（親子）対象子育て支援事業 | 地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。         | 継続  | 子ども育成課  |
| 2  | 青少年問題協議会事業       | 青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図る。                               | 継続  | 子ども育成課  |
| 3  | 善行少年表彰事業         | 青少年の健全育成を図るために、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。                                    | 継続  | 子ども育成課  |
| 4  | 青少年の意見発表大会       | 中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。       | 継続  | 子ども育成課  |
| 5  | 「家庭の日」图画作文コンクール  | 「家庭の日」に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。                              | 継続  | 子ども育成課  |
| 6  | ふっさ輝きフェスティバル     | 青少年の健全育成を図るために、青少年育成地区委員長会を中心広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。（春） | 継続  | 生涯学習推進課 |

| No | 事業名          | 事業概要  | 方向性 | 主担当課        |
|----|--------------|---|-----|-------------|
| 7  | 軽スポーツ＆とん汁会   | 青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(秋)  | 継続  | 生涯学習<br>推進課 |
| 8  | 青少年育成地区委員会事業 | 青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。                                       | 継続  | 生涯学習<br>推進課 |
| 9  | 子ども議会        | 子どもが地域や学校に対する意見、提案を発言できる機会を提供し、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、市政や地域への興味、関心を高めるために実施します。 | 継続  | 生涯学習<br>推進課 |

## 基本施策 5 環境の浄化

### 【 主な取り組み 】

| No | 事業名          | 事業概要   | 方向性 | 主担当課        |
|----|--------------|--|-----|-------------|
| 1  | 不健全図書等の隔離の推進 | 青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。 | 継続  | 生涯学習<br>推進課 |
| 2  | 夜間一斉パトロール事業  | 青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。      | 継続  | 生涯学習<br>推進課 |

## 施策の方向（2）子どもの放課後の居場所づくり

放課後等の子どもの居場所として、学校施設の活用、図書館事業など実施するとともに、児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充を図り、野外での遊びの場と機会を提供するなど、近所で利用できる野外事業等の継続・充実を図ります。

### ■成果指標

| No | 指標               | 指標の説明         | 現状   | 方向 |
|----|------------------|---------------|------|----|
| 1  | 学童クラブの入所児童数      | 訪問実施率         | 746人 | 増加 |
| 2  | ふっさっ子の広場の入所児童登録率 | 各種乳幼児健康診査の受診率 | 93%  | 増加 |

## 基本施策1 子どもの居場所づくり

### 【主な取り組み】

| No | 事業名              | 事業概要   | 方向性 | 主担当課   |
|----|------------------|--|-----|--------|
| 1  | 福生水辺の楽校          | 子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。 | 継続  | 環境課    |
| 2  | 子どもの学習支援事業       | 生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。   | 継続  | 社会福祉課  |
| 3  | プレイパーク（冒険遊び場）の創造 | 従来の公園活用方法と異なり、子どもたちの自己責任のもとで創造力を工夫して遊びを創り出す、プレイパークの在り方や、既存の公園などの活用について市民との協働で検討します。                                | 充実  | 子ども育成課 |
| 4  | 学童クラブ事業          | 小学校生を対象に市内13クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入を充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。                     | 充実  | 子ども育成課 |
| 5  | 学童クラブの延長育成事業     | 市内全13クラブで実施します。  | 継続  | 子ども育成課 |
| 6  | 公園・児童遊園の適正管理     | 維持管理方針を作成し、公園・児童遊園について適正な維持管理に努めます。  | 継続  | 施設公園課  |

| No | 事業名          | 事業概要   | 方向性 | 主担当課              |
|----|--------------|--|-----|-------------------|
| 7  | ふっさっ子の広場事業   | 学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。 | 充実  | 生涯学習<br>推進課       |
| 8  | 児童館・公民館事業の充実 | 児童館、公民館などを活用し、子どもも、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。   | 充実  | 子ども<br>育成課<br>公民館 |
| 9  | 体育館事業の充実     | 中高生向けの事業を実施し、子どもの居場所づくりを推進します。   | 継続  | スポーツ<br>推進課       |
| 10 | 図書館事業の充実     | おはなし会、乳幼児タイム、人形劇などの子ども向けサービスを通して子どもの居場所づくりを図ります。また、図書館ホームページ等を利用した児童・生徒への図書館情報の発信を行います。                    | 継続  | 図書館               |

## 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

### 施策の方向（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

支援を必要とする子どもとその家庭に対して総合的な相談を行い、育児不安・児童虐待などの問題について、関係機関等と連携しながら必要な情報の交換や、支援内容の協議を行います。さらには、市民を対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取組も行っています。

#### ■成果指標

| No | 指標                    | 指標の説明  | 現状   | 方向 |
|----|-----------------------|--------|------|----|
| 1  | 子ども家庭支援センターにおける新規相談件数 | 新規相談件数 | 201件 | 増加 |

### 基本施策1 児童虐待防止対策の充実

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名              | 事業概要  | 方向性 | 主担当課     |
|----|------------------|---|-----|----------|
| 1  | 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）   | 乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。      | 継続  | 健康課      |
| 2  | 児童虐待防止のネットワークづくり | 要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。 | 継続  | 子ども家庭支援課 |

| No | 事業名             | 事業概要   | 方向性 | 主担当課     |
|----|-----------------|--|-----|----------|
| 3  | 児童虐待防止マニュアル等の活用 | 児童虐待への対応マニュアルを作成し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。  | 継続  | 子ども家庭支援課 |
| 4  | 育児支援家庭訪問事業      | 児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。 | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 施策の方向（2）困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

また、外国籍家庭の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。言葉や文化の違いやコミュニケーション不足から生じる問題に対して、当該児童・生徒の実態に合わせ、日常生活で必要な日本語指導を行っています。

子どもの貧困問題では、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

ニートやひきこもり等で悩む本人や家族に対しては、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、自立に向けた支援や若年者向けの就労支援を行います。

### ■成果指標

| No | 指標                | 指標の説明    | 現状     | 方向 |
|----|-------------------|----------|--------|----|
| 1  | 教育・保育施設での障害児の受入れ率 | 受入数／希望者数 | 100.0% | 継続 |

## 基本施策1 障害児施策の充実

### 【主な取り組み】

| No | 事業名                                | 事業概要  | 方向性 | 主担当課  |
|----|------------------------------------|---|-----|-------|
| 1  | 障害児相談支援                            | 障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等をします。                                 | 新規  | 障害福祉課 |
| 2  | 児童発達支援                             | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。   | 継続  | 障害福祉課 |
| 3  | 放課後等デイサービス                         | 学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。                            | 継続  | 障害福祉課 |
| 4  | 保育所等訪問支援                           | 保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                      | 継続  | 障害福祉課 |
| 5  | 短期入所サービス                           | 障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に、施設等に短期入所することができます。                        | 継続  | 障害福祉課 |
| 6  | 補装具費の支給                            | 身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。                              | 継続  | 障害福祉課 |
| 7  | 点字図書、デイジー図書、大活字図書の給付<br>日常生活用具給付事業 | 在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、デイジー図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。 | 継続  | 障害福祉課 |
| 8  | 住宅設備改善費給付事業                        | 重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活が送れるよう支援します。                                       | 継続  | 障害福祉課 |
| 9  | 日中一時支援事業                           | 介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。                               | 継続  | 障害福祉課 |
| 10 | 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業               | 自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。           | 継続  | 障害福祉課 |
| 11 | 身体障害児入浴サービス事業                      | 自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の負担軽減を図ります。               | 継続  | 障害福祉課 |

| No | 事業名                      | 事業概要   | 方向性 | 主担当課                   |
|----|--------------------------|--|-----|------------------------|
| 12 | 中等度難聴児補聴器購入費助成事業         | 両耳の聴力レベルが30 dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。                    | 継続  | 障害福祉課                  |
| 13 | おむつ等助成事業                 | 當時臥床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。   | 継続  | 障害福祉課                  |
| 14 | タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業    | 障害者（児）が日常生活の利便及び拡大を図るために利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。   | 継続  | 障害福祉課                  |
| 15 | 小児精神病医療費助成               | 精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。   | 継続  | 障害福祉課                  |
| 16 | 小児慢性特定疾病医療費支給            | 小児慢性特定疾病に罹患されているの18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。   | 継続  | 障害福祉課                  |
| 17 | 教育・保育施設での障害児の受け入れ        | 幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。 | 継続  | 子ども育成課                 |
| 18 | 学童クラブの障害児受入              | 全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。   | 継続  | 子ども育成課                 |
| 19 | 児童館における障害児対象事業           | 障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。                  | 継続  | 子ども育成課                 |
| 20 | 障害児相談事業                  | 障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。                                       | 継続  | 子ども育成課                 |
| 21 | 医療的ケア児支援事業（保育園）          | 特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。  | 継続  | 子ども育成課                 |
| 22 | 臨床心理士の巡回相談（再掲）           | 臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。                        | 継続  | 子ども育成課<br>健康課<br>教育支援課 |
| 23 | 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級の設置 | 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級で、特別な教育的ニーズのある児童・生徒一人一人に適切な教育的支援を行います。  | 継続  | 教育支援課                  |
| 24 | 医療的ケア児支援事業（小学校・学童クラブ）    | 特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な教育を受けられる環境を整備します。  | 継続  | 子ども育成課<br>教育支援課        |

## 基本施策2 外国人家庭に対する対応

### 【主な取り組み】

| No | 事業名               | 事業概要   | 方向性 | 主担当課     |
|----|-------------------|--|-----|----------|
| 1  | 多言語によるパンフレットの作成   | 外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。                       | 継続  | 全課       |
| 2  | テレビ電話多言語通訳サービス    | 日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。<br>※平成31年2月現在12か国語に対応 | 継続  | 総合窓口課    |
| 3  | 外国籍保護者のための日本語通訳事業 | 日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。  | 継続  | 子ども家庭支援課 |
| 4  | 日本語適応指導事業         | 日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。                                  | 継続  | 教育指導課    |

## 基本施策3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

### 【主な取り組み】

| No | 事業名       | 事業概要   | 方向性 | 主担当課 |
|----|-----------|--|-----|------|
| 1  | ひきこもり支援   | 東京都の「ひきこもりサポートネット」の周知を図るとともに、訪問相談があった場合には速やかに受付ます。                 | 継続  | 健康課  |
| 2  | 若者の就労支援   |  |     |      |
| 3  | 自殺対策      | 令和元年度に自殺総合対策の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指して、福生市自殺対策計画を策定します。 | 新規  | 健康課  |
| 4  | 子どもの貧困対策  |  |     |      |
| 5  | 不登校対策（再掲） |  |     |      |

## 基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

貧困による格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、一人一人が夢や希望が持てるよう子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後も、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

#### ■成果指標

| No | 指標                      | 指標の説明                        | 現状                     | 方向 |
|----|-------------------------|------------------------------|------------------------|----|
| 1  | 子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じる割合 | 保護者が、子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じる割合 | 就学前児童34.9%<br>小学生36.0% | 減少 |

### 基本施策1 経済的負担の軽減

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名          | 事業概要  | 方向性 | 主担当課   |
|----|--------------|---|-----|--------|
| 1  | 未熟児養育医療給付事業  | 未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。                               | 継続  | 健康課    |
| 2  | 特定不妊治療費助成金   | 特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。                  | 継続  | 健康課    |
| 3  | 児童手当         | 中学校修了前(15歳に到達した年度末まで)の子どもを養育している方に支給します。                                      | 継続  | 子ども育成課 |
| 4  | 児童育成手当(育成手当) | 18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり) | 継続  | 子ども育成課 |

| No | 事業名                   | 事業概要  | 方向性 | 主担当課   |
|----|-----------------------|---|-----|--------|
| 6  | 児童扶養手当                | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）                              | 継続  | 子ども育成課 |
| 7  | 特別児童扶養手当              | 20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）   | 継続  | 子ども育成課 |
| 8  | 私立幼稚園就園奨励費補助金         | 私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を、所得に応じて助成します。  | 継続  | 子ども育成課 |
| 9  | 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金    | 私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。  | 継続  | 子ども育成課 |
| 10 | 認証保育所利用者補助            | 認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 11 | 乳幼児医療費助成制度            | 義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）  | 継続  | 子ども育成課 |
| 12 | 義務教育就学児医療費助成制度        | 小学1年生から中学3年生（6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末）までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円（上限額）は本人の負担となります。（所得制限なし） | 継続  | 子ども育成課 |
| 13 | 育成医療費助成制度             | 18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）                         | 継続  | 子ども育成課 |
| 14 | 子育て支援カード発行事業          | 市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どものいる世帯の支援ならびに地域活性化を図ります。   | 継続  | 子ども育成課 |
| 15 | 就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業 | 小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。   | 継続  | 教育支援課  |
| 16 | 通学援助費支給事業             | 固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。   | 継続  | 教育支援課  |
| 17 | 修学旅行等補助金交付事業          | 小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。  | 継続  | 教育支援課  |

## 施策の方向（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるように、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

### ■成果指標

| No | 指標         | 指標の説明 | 現状 | 方向 |
|----|------------|-------|----|----|
| 1  | ひとり親家庭相談件数 |       |    | 増加 |

## 基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 【主な取り組み】

| No | 事業名                | 事業概要   | 方向性 | 主担当課     |
|----|--------------------|--|-----|----------|
| 1  | 児童育成手当（育成手当）（再掲）   | 18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）                          | 継続  | 子ども育成課   |
| 2  | 児童扶養手当（再掲）         | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）     | 継続  | 子ども育成課   |
| 3  | ひとり親家庭等医療費助成制度     | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）に対し、医療費の全部または一部を助成します。（所得制限あり） | 継続  | 子ども育成課   |
| 4  | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | ひとり親家庭であって、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。  | 継続  | 子ども育成課   |
| 5  | ひとり親家庭相談           | ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとの相談に応じます。   | 継続  | 子ども家庭支援課 |

| No | 事業名                         | 事業概要   | 方向性 | 主担当課               |
|----|-----------------------------|--|-----|--------------------|
| 6  | 母子及び父子福祉資金貸付事業              | 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。  | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 7  | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金            | 母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。  | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 8  | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金            | 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。   | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 9  | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金   | ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。  | 継続  | 子ども家庭支援課           |
| 10 | 非婚のひとり親家庭に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適応 | 税法上の寡婦（寡夫）控除の対象とならない婚姻歴の無いひとり親家庭に対して、婚姻歴の有無による不平等を無くす観点から寡婦（寡夫）控除のみなし適応を行い、保育料、学童クラブ育成料、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園児保護者負担軽減補助金、各種手当や医療助成及び市営住宅使用料を算定します。 | 継続  | 子ども育成課<br>まちづくり計画課 |

### 施策の方向（3）子育てと仕事を両立できるまちづくり · · · · ·

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発など、働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進します。

また、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めとともに、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

#### ■成果指標

| No | 指標           | 指標の説明            | 現状                | 方向 |
|----|--------------|------------------|-------------------|----|
| 1  | 育児休業取得率      | 父親、母親            | 父親6.9%<br>母親40.6% | 増加 |
| 2  | 0歳、1歳児保育の定員数 | 保育所の0歳、1歳児保育の定員数 | 326人              | 拡充 |

#### 基本施策1 広報・啓発活動の推進

##### 【主な取り組み】

| No | 事業名                                 | 事業概要   | 方向性 | 主担当課  |
|----|-------------------------------------|--|-----|-------|
| 1  | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実 | ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供とともに、講座等を実施し啓発を行います。         | 継続  | 協働推進課 |
| 2  | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の実施           | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。 | 継続  | 公民館   |

## 基本施策2 男性の子育て参加の推進

### 【主な取り組み】

| No | 事業名             | 事業概要   | 方向性 | 主担当課   |
|----|-----------------|--|-----|--------|
| 1  | パパママクラス<br>(再掲) | 妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。 | 継続  | 健康課    |
| 2  | 父親参加型事業<br>の実施  | 父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。          | 継続  | 子ども育成課 |

## 基本施策3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

### 【主な取り組み】

| No | 事業名           | 事業概要  | 方向性 | 主担当課   |
|----|---------------|---|-----|--------|
| 1  | 低年齢児保育の充実(再掲) | 保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。                                 | 継続  | 子ども育成課 |
| 2  | 低年齢児保育の拡大     | 産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。 | 継続  | 子ども育成課 |

## 基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

### 施策の方向（1）子どもの安全の確保

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、交通安全や防犯、見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

安全なまちづくりに向け、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進したり、地域住民による見守りやパトロール等の支援体制の強化していきます。

また、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

#### ■成果指標

| No | 指標               | 指標の説明                     | 現状    | 方向 |
|----|------------------|---------------------------|-------|----|
| 1  | 「防犯まちづくり」に関する満足度 | 市の「防犯まちづくり」施策に満足している市民の割合 | 17.1% | 増加 |

### 基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名       | 事業概要   | 方向性 | 主担当課       |
|----|-----------|--|-----|------------|
| 1  | 交通安全教育の推進 | 地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。 | 継続  | 安全安心まちづくり課 |
| 2  | 交通安全指導の充実 | 東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。                           | 継続  | 教育指導課      |

| No | 事業名          | 事業概要  | 方向性 | 主担当課                                  |
|----|--------------|---|-----|---------------------------------------|
| 3  | 通学路の見守り体制の推進 | 児童等の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組とともにシルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完する防犯カメラを適切に管理します。 | 継続  | 教育総務課                                 |
| 4  | 通学路点検の実施     | 学校、保護者及び警察と関係する部署により、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。  | 継続  | 安全安心<br>まちづくり課<br>道路<br>下水道課<br>教育総務課 |

## 基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

### 【主な取り組み】

| No | 事業名              | 事業概要  | 方向性 | 主担当課           |
|----|------------------|---|-----|----------------|
| 1  | 不審者情報等の提供        | 携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があった時には、パトロールを実施します。              | 継続  | 安全安心<br>まちづくり課 |
| 2  | 子どもを守るために活動の推進   | 防犯講習会等を通して、市民へ犯罪に関する情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るために活動を推進します。             | 継続  | 安全安心<br>まちづくり課 |
| 3  | 通学路等の防犯活動の推進     | 子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時の見守り体制の整備を促進し、防犯カメラを設置するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。       | 継続  | 安全安心<br>まちづくり課 |
|    |                  | 子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。 | 継続  | 教育委員会          |
| 4  | 安全啓発活動の推進        | 東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。  | 継続  | 教育指導課          |
| 5  | 薬物乱用防止啓発運動（再掲）   | ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。   | 継続  | 健康課            |
|    |                  | また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。   | 継続  | 教育指導課          |
| 6  | 不健全図書等の隔離の推進（再掲） | 青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。  | 継続  | 生涯学習<br>推進課    |
| 7  | 夜間一斉パトロール事業（再掲）  | 青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。   | 継続  | 生涯学習<br>推進課    |

### 基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

#### 【主な取り組み】

| No | 事業名          | 事業概要   | 方向性 | 主担当課     |
|----|--------------|--|-----|----------|
| 1  | 被害児童のカウンセリング | 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対する心理的ケア、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。 | 継続  | 子ども家庭支援課 |

## 施策の方向（2）子育てを支援する生活環境の整備

平成31年3月に「福生市住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み継がれるよう、子育てしやすい住宅を整備するとともに魅力あるまちづくりを進めています。

また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、「第3期福生市バリアフリー推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

さらに、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めます。

### ■成果指標

| No | 指標             | 指標の説明               | 現状    | 方向 |
|----|----------------|---------------------|-------|----|
| 1  | 「住環境整備」に関する満足度 | 市の住環境施策に満足している市民の割合 | 15.8% | 増加 |

## 基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

### 【主な取り組み】

| No | 事業名               | 事業概要  | 方向性 | 主担当課         |
|----|-------------------|---|-----|--------------|
| 1  | 良質なファミリー向け住宅の供給誘導 | 子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。                                   | 継続  | まちづくり<br>計画課 |
| 2  | 住宅取得の支援           | 子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。 | 継続  | まちづくり<br>計画課 |

## 基本施策2 安全な道路交通環境の整備

### 【主な取り組み】

| No | 事業名    | 事業概要   | 方向性 | 主担当課       |
|----|--------|--|-----|------------|
| 1  | 歩道の整備  | 子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。 | 継続  | 道路<br>下水道課 |
| 2  | 防犯灯の整備 | 夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。                   | 継続  | 道路<br>下水道課 |

## 教育・保育の量の見込みと確保方策、 実施時期

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では福生市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

| 年齢  | 令和2年 | 令和3年度 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|-------|------|------|------|
| 0歳  | 380  | 374   | 368  | 361  | 356  |
| 1歳  | 353  | 372   | 366  | 360  | 353  |
| 2歳  | 339  | 340   | 358  | 353  | 346  |
| 3歳  | 398  | 334   | 335  | 353  | 348  |
| 4歳  | 403  | 392   | 330  | 330  | 348  |
| 5歳  | 388  | 401   | 390  | 328  | 329  |
| 6歳  | 400  | 382   | 396  | 385  | 324  |
| 7歳  | 360  | 398   | 382  | 395  | 384  |
| 8歳  | 401  | 359   | 397  | 380  | 393  |
| 9歳  | 421  | 402   | 359  | 398  | 381  |
| 10歳 | 414  | 423   | 403  | 360  | 399  |
| 11歳 | 441  | 418   | 426  | 406  | 363  |

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

#### (1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

##### ① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」に追加や緩和がされています。

##### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

###### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

###### ②妊娠、出産

###### ③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

###### ⑤災害復旧

###### ⑥求職活動

- ・起業準備を含む

###### ⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

###### ⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

###### ⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

|       | 保育を必要とする |                | 保育を必要としない |                 |
|-------|----------|----------------|-----------|-----------------|
| 0～2歳児 | 3号認定     | 保育標準時間利用（11時間） |           |                 |
|       |          | 保育短時間利用（8時間）   |           |                 |
| 3～5歳児 | 2号認定     | 保育標準時間利用（11時間） | 1号認定      | 教育標準時間利用（3～4時間） |
|       |          | 保育短時間利用（8時間）   |           |                 |

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”的種類ごとに算出します。

| 母親                    |                   | ひとり親 | フルタイム就労<br>(産休・育休含む) | パートタイム就労(産休・育休含む) |               |        | 未就労  |
|-----------------------|-------------------|------|----------------------|-------------------|---------------|--------|------|
| 父親                    |                   |      |                      | 120時間以上           | 120時間未満64時間以上 | 64時間未満 |      |
| ひとり親                  |                   | タイプA |                      |                   |               |        |      |
| フルタイム就労<br>(産休・育休含む)  |                   |      | タイプB                 | タイプC              |               | タイプC'  |      |
| パートタイム就労<br>(産休・育休含む) | 120時間以上           |      | タイプC                 | タイプE              |               | タイプE'  | タイプD |
|                       | 120時間未満<br>64時間以上 |      |                      |                   |               |        |      |
| 64時間未満                |                   |      | タイプC'                |                   | タイプD          |        | タイプF |
| 未就労                   |                   |      |                      |                   |               |        |      |

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）  
タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）  
タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 64～120 時間）  
タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満）  
タイプD : 専業主婦（夫）家庭  
タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 60～120 時間）  
タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満）  
タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）

育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています

## (2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、全国共通で見込み量の算出を行います。

### 【 教育・保育 】

|   | 対象事業<br>(認定区分)  |                        |      | 事業の対象家庭              | 調査対象年齢 |
|---|-----------------|------------------------|------|----------------------|--------|
| 1 | <b>教育標準時間認定</b> | 幼稚園<br>認定こども園          | 1号認定 | 専業主婦(夫)家庭<br>就労時間短家庭 |        |
| 2 | <b>保育認定</b>     | 幼稚園                    | 2号認定 | 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭     | 3～5歳   |
|   | <b>保育認定</b>     | 認定こども園<br>保育園          |      | ひとり親家庭<br>共働き家庭      |        |
| 3 | <b>保育認定</b>     | 認定こども園<br>保育園<br>地域型保育 | 3号認定 |                      | 0～2歳   |

### 【 地域子ども・子育て支援事業 】

|    | 対象事業                                      | 対象家庭                | 対象児童          |
|----|---|---------------------|---------------|
| 2  | <b>時間外保育事業</b> （延長保育事業）                   | ひとり親家庭<br>共働き家庭     | 0～5歳          |
| 3  | <b>学童クラブ事業</b> （放課後児童健全育成事業）              | ひとり親家庭<br>共働き家庭     | 5歳<br>1～6年生   |
| 4  | <b>子育て短期支援事業</b><br>(ショートステイ及びトワイライトステイ)  | すべての家庭              | 0～5歳          |
| 5  | <b>地域子育て支援拠点事業</b>                        | すべての家庭              | 0～2歳          |
| 6  | <b>一時預かり事業</b><br>(幼稚園在園児対象の一時預かり)        | 専業主婦(夫)家庭           | 3～5歳          |
| 7  | (保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり)           | ひとり親家庭・共働き家庭        | 0～5歳          |
| 8  | <b>病児保育事業</b>                             | ひとり親家庭<br>共働き家庭     | 0～5歳          |
| 9  | <b>ファミリー・サポート・センター事業</b><br>(子育て援助活動支援事業) | すべての家庭              | 0～5歳<br>1～6年生 |
| 10 | <b>利用者支援事業</b>                            | すべての家庭              |               |
| 11 | <b>妊婦健康診査事業</b>                           | すべての妊婦              |               |
| 12 | <b>乳幼児家庭全戸訪問事業</b>                        | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭 |               |
| 13 | <b>養育支援訪問事業</b>                           | 養育支援訪問事業を必要とする家庭    |               |

### (3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

#### ステップ1

##### ～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）を分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

#### ステップ2

##### ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

#### ステップ3

##### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

#### ステップ4

##### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

#### ステップ5

##### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

#### ステップ6

##### ～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数にかけ合わせて算出した数値。

## 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計13の認可保育所があります。

この他に、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを総合的に提供する認定こども園が1園、少人数できめ細やかな保育を行う小規模保育施設が2園あります。

### (2) 福生の教育・保育の現状

|               |   | 平成31年度 4月1日現在 |      |      |     |
|---------------|---|---------------|------|------|-----|
|               |   | 1号認定          | 2号認定 | 3号認定 |     |
| 特定教育<br>・保育施設 | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 175           | 822  | 419  | 116 |
|               | 確認を受けな<br>い幼稚園                          | 146           | —    | —    | —   |
| 特定地域型<br>保育事業 | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 | —             | —    | 29   | 6   |
| 企業主導型保育事業     |   | —             | —    | —    | —   |
| 認可外<br>保育施設   | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  | —             | —    | —    | —   |
| 確保量合計 (B)     |   | 321           | 822  | 448  | 122 |

### (3) 今後の方向性

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【令和2年度】

|                        |   | 令和2年度  |       |        |        |        |
|------------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
|                        |   | 1号認定   | 2号認定  |        | 3号認定   |        |
|                        |   |        | 教育を希望 | 左記以外   | 1・2歳   | 0歳     |
| 児童数（推計）                |   | 1,189  |       |        | 692    | 380    |
| 需要率                    |   | 24.31% | 4.12% | 68.46% | 62.57% | 26.84% |
| 量の見込み                  |   | 289    | 49    | 814    | 433    | 102    |
| 確保量                    |   |        |       |        |        |        |
| 特定教育<br>・保育施設          | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 154    | 26    | 822    | 419    | 116    |
| 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園 | 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園                  | 205    | 35    |        | 12     |        |
| 特定地域型<br>保育事業          | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 |        |       |        | 29     | 9      |
| 企業主導型保育事業              |   |        |       |        |        |        |
| 認可外<br>保育施設            | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  |        |       |        |        |        |
| 確保量合計（B）               |   | 359    | 61    | 822    | 460    | 125    |
| 差引（C） = （B） - （A）      |   | 70     | 12    | 8      | 27     | 23     |

(注)

- ・需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。
- ・受託・委託の割合は同程度と仮定。
- ・横田基地の子どもの利用増が想定されるが、ニーズ量の見込みには反映していない。

【令和3年度】

|                        |   | 令和2年度  |       |        |        |        |
|------------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
|                        |   | 1号認定   | 2号認定  |        | 3号認定   |        |
|                        |   |        | 教育を希望 | 左記以外   | 1・2歳   | 0歳     |
| 児童数（推計）                |   | 1,128  |       |        | 711    | 374    |
| 需要率                    |   | 24.29% | 4.08% | 68.44% | 62.59% | 27.01% |
| 量の見込み                  |   | 274    | 46    | 772    | 445    | 101    |
| 確保量                    |   |        |       |        |        |        |
| 特定教育<br>・保育施設          | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 154    | 26    | 822    | 419    | 116    |
| 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園 | 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園                  | 205    | 35    |        | 12     |        |
| 特定地域型<br>保育事業          | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 |        |       |        | 29     | 9      |
| 企業主導型保育事業              |   |        |       |        |        |        |
| 認可外<br>保育施設            | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  |        |       |        |        |        |
| 確保量合計（B）               |   | 359    | 61    | 822    | 460    | 125    |
| 差引（C） = （B） - （A）      |   | 85     | 15    | 50     | 15     | 24     |

【令和4年度】

|                        |   | 令和2年度  |       |        |        |        |
|------------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
|                        |   | 1号認定   | 2号認定  |        | 3号認定   |        |
|                        |   |        | 教育を希望 | 左記以外   | 1・2歳   | 0歳     |
| 児童数（推計）                |   | 1,055  |       |        | 724    | 368    |
| 需要率                    |   | 24.36% | 4.08% | 68.44% | 62.57% | 26.90% |
| 量の見込み                  |   | 257    | 43    | 722    | 453    | 99     |
| 確保量                    |   |        |       |        |        |        |
| 特定教育<br>・保育施設          | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 154    | 26    | 822    | 419    | 116    |
| 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園 | 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園                  | 205    | 35    |        | 12     |        |
| 特定地域型<br>保育事業          | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 |        |       |        | 29     | 9      |
| 企業主導型保育事業              |   |        |       |        |        |        |
| 認可外<br>保育施設            | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  |        |       |        |        |        |
| 確保量合計（B）               |   | 359    | 61    | 822    | 460    | 125    |
| 差引（B）－（A）              |   | 102    | 18    | 100    | 7      | 26     |

【令和5年度】

|                        |   | 令和2年度  |       |        |        |        |
|------------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
|                        |   | 1号認定   | 2号認定  |        | 3号認定   |        |
|                        |   |        | 教育を希望 | 左記以外   | 1・2歳   | 0歳     |
| 児童数（推計）                |   | 1,011  |       |        | 712    | 361    |
| 需要率                    |   | 24.33% | 4.15% | 68.45% | 62.50% | 26.87% |
| 量の見込み                  |   | 246    | 42    | 692    | 445    | 97     |
| 確保量                    |   |        |       |        |        |        |
| 特定教育<br>・保育施設          | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 154    | 26    | 822    | 419    | 116    |
| 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園 | 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園                  | 205    | 35    |        | 12     |        |
| 特定地域型<br>保育事業          | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 |        |       |        | 29     | 9      |
| 企業主導型保育事業              |   |        |       |        |        |        |
| 認可外<br>保育施設            | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  |        |       |        |        |        |
| 確保量合計（B）               |   | 359    | 61    | 822    | 460    | 125    |
| 差引（B）－（A）              |   | 113    | 19    | 130    | 15     | 28     |

## 【令和6年度】

|                        |   | 令和2年度  |       |        |        |        |
|------------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
|                        |   | 1号認定   | 2号認定  |        | 3号認定   |        |
|                        |   |        | 教育を希望 | 左記以外   | 1・2歳   | 0歳     |
| 児童数（推計）                |   | 1,024  |       |        | 699    | 356    |
| 需要率                    |   | 24.32% | 4.10% | 68.46% | 62.52% | 26.97% |
| 量の見込み                  |   | 249    | 42    | 701    | 437    | 96     |
| 確保量                    |   |        |       |        |        |        |
| 特定教育<br>・保育施設          | 幼稚園、<br>保育所、<br>認定こども園                  | 154    | 26    | 822    | 419    | 116    |
| 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園 | 新制度に移行<br>していない幼<br>稚園                  | 205    | 35    |        | 12     |        |
| 特定地域型<br>保育事業          | 小規模保育、<br>家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育等 |        |       |        | 29     | 9      |
| 企業主導型保育事業              |   |        |       |        |        |        |
| 認可外<br>保育施設            | 認証保育所<br>など上記以外<br>の施設                  |        |       |        |        |        |
| 確保量合計（B）               |   | 359    | 61    | 822    | 460    | 125    |
| 差引（B）－（A）              |   | 110    | 19    | 121    | 23     | 29     |

## 【今後の方向性】

児童数は減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化の影響や横田基地の子どもの流入などにより、当面はニーズ量は微増するものと考えられます。その後ニーズ量は、ピークを迎えることとなり、減少に転じていきますが、その際は提供量の調整が必要になります。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが自らの選択に基づき地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

#### (基本型・特定型)

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

#### (母子保健型)

- ①妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する機関として、妊娠の届け出の機会を通じて得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成します。また、全ての妊産婦等の状況把握のため各機関に出向き、積極的に情報収集に努めます。
- ②把握した情報に基づき、母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行います。
- ③心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する対応方針等について会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定します。
- ④支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けると共に、ネットワークづくりを行い、その活用を図ります。また、地域において不足している妊産婦等への支援を整備す

るための体制作りを行います。

### 【 現状 】

|      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設置個所 |        | 1      | 1      | 1      | 2      |

### 【 量の見込みと確保策 】

|         | 令和2年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み   | —     | —     | —     | —     | —     |
| 確保策     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 基本型・特定型 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 母子保健型   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

### 【 今後の方向性 】

保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。

## (2) 時間外保育事業

### 【概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や※認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

### 【現状】

市内認可保育所では1時間延長が13か所、2時間延長が認可保育園で2か所、認定こども園で1か所の合計3か所で実施しています。

|       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数  | 754    | 827    | 694    | 732    | 763    |
| 実施箇所数 | 13     | 16     | 16     | 16     | 16     |

### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A）    | 444   | 435   | 422   | 409   | 408   |
| 実施箇所数       | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    |
| 確保策（B）      | 444   | 435   | 422   | 409   | 408   |
| 差引（B） - （A） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 【今後の方向性】

市内の認可保育所において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。量の見込み人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されるため、今後利用者のニーズを注視しながら必要に応じて対応します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

#### 【概要】

保護者が就業等により専門家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

#### 【現状】

平成27年度から小学校6年生までの受入を開始したことから、入所数が増加しています。育成スペースの確保等に努め、令和元年度には小学校内に1クラブを増設し、受入数の増加を図りました。

|      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所数  | 476    | 528    | 636    | 697    | 746    |
| 受入数  | 619    | 619    | 619    | 730    | 779    |
| クラブ数 | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |

#### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A）    | 693   | 681   | 684   | 683   | 649   |
| 1年生         | 195   | 187   | 193   | 188   | 158   |
| 2年生         | 179   | 199   | 190   | 197   | 191   |
| 3年生         | 165   | 147   | 163   | 156   | 161   |
| 4年生         | 94    | 90    | 81    | 89    | 85    |
| 5年生         | 33    | 34    | 32    | 29    | 32    |
| 6年生         | 26    | 25    | 25    | 24    | 21    |
| 実施箇所数（確保方策） | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 確保策（B）      | 861   | 861   | 861   | 861   | 861   |
| 差引（B） - （A） | 168   | 180   | 177   | 178   | 212   |

## 【 今後の方向性 】

ニーズ調査によると、前回の調査と比較して学童クラブの利用希望の割合が増加しており、「ふっさっ子の広場」の利用希望の割合を上回っていることから、学童クラブへの入所についてのニーズは高まっているとみられます。学童クラブ全体の提供量としては量の見込みを上回っていますが、学校別の入所率等をみると、学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性があります。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「ふっさっ子の広場」との一体型事業の推進を図るとともに、引き続き育成スペースの確保等に努め、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 【概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

### 【現状】

4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で東京恵明学園に委託しています。

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 29     | 32     | 41     | 39     | 78     |
| 実施箇所数  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |

### 【量の見込みと確保策】

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A）       | 64    | 62    | 61    | 59    | 59    |
| ニーズ量（0～5歳以下家庭） | 64    | 62    | 61    | 59    | 59    |
| ニーズ量（就学児家庭）    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 実施箇所数（確保方策）    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 確保策（B）         | 64    | 62    | 61    | 59    | 59    |
| 差引（B）－（A）      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 【今後の方向性】

就学前児童だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者的心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【現状】

里帰り出産をした方や入院が長期になる場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が行っています。

|     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出生数 | 454    | 416    | 430    | 374    | 393    |
| 訪問数 | 369    | 399    | 400    | 347    | 358    |
| 訪問率 | 81.3%  | 95.9%  | 93.0%  | 92.8%  | 91.1%  |

\* 訪問数には生後28日未満の新生児訪問の数も含む

### 【量の見込みと確保策】

|            | 令和2年度      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み      | 380        | 374   | 368   | 361   | 356   |
| 実施体制（確保方策） | 保健センターにて実施 |       |       |       |       |

### 【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母の支援や近隣住民との関係が希薄の中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、適切なサービスの紹介や相談・助言を行うために、全戸訪問に努めます。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 【概要】

養育支援訪問事業は、児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

### 【現状】

#### ① 養育支援訪問事業

各関係機関と連携しながら必要な家庭に支援を行います。

|      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実人数  | 5      | 3      | 2      | 2      | 1      |
| 訪問件数 | 233    | 68     | 290    | 59     | 33     |

#### ② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

|                               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間開催回数                        | 37     | 31     | 33     | 35     | 48     |
| 要保護児童対策<br>地域協議会代表者<br>会議     | 2      | 1      | 2      | 2      | 2      |
| 要保護児童対策<br>地域協議会実務者<br>会議     | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 要保護児童対策<br>地域協議会個別<br>ケース検討会議 | 31     | 26     | 27     | 29     | 42     |

## 【量の見込みと確保策】

### ① 養育支援訪問事業

|                             | 令和2年度           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み<br>上段 実人件数<br>下段 訪問件数 | 3               | 3     | 3     | 3     | 3     |
|                             | 137             | 137   | 137   | 137   | 137   |
| 実施体制                        | 子ども家庭支援センターにて実施 |       |       |       |       |

### ② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

|                               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保策（B）                        | 37    | 37    | 37    | 37    | 37    |
| 要保護児童対策<br>地域協議会代表者<br>会議     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 要保護児童対策<br>地域協議会実務者<br>会議     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 要保護児童対策<br>地域協議会個別<br>ケース検討会議 | 31    | 31    | 31    | 31    | 31    |

## 【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

平成27年度に認可保育所1か所、平成28年度には子ども家庭支援センター内に1か所開設し、市内6か所（子ども家庭支援センター1か所、児童館3館、認可保育所2か所）で実施しています。

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 6,578  | 7,633  | 14,099 | 14,691 | 13,727 |
| 実施箇所数  | 4      | 5      | 6      | 6      | 6      |

### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A）    | 14,966 | 15,162 | 15,244 | 14,987 | 14,734 |
| 実施箇所数（確保方策） | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      |
| 確保策（B）      | 14,966 | 15,162 | 15,244 | 14,987 | 14,734 |
| 差引（B）-（A）   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### 【今後の方向性】

現在、6か所で実施しており、既存の施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後も、利用者のニーズを把握しながら、開設時間や専任職員の配置などについての検討も必要です。

## (8) 幼稚園における一時預かり事業

### 【概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

### 【現状】

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 14,878 | 13,352 | 17,074 | 13,952 | 15,135 |
| 実施箇所数  | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |

### 【量の見込みと確保策】

|                       | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A）              | 16,899 | 16,034 | 14,998 | 14,373 | 14,559 |
| 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり | 4,487  | 4,257  | 3,982  | 3,816  | 3,866  |
| 2号認定による定期的な利用         | 12,412 | 11,777 | 11,016 | 10,557 | 10,693 |
| 実施箇所数（確保方策）           | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 確保策（B）                | 16,899 | 16,034 | 14,998 | 14,373 | 14,559 |
| 差引（B）-（A）             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### 【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育も無償となることから、ニーズ量が増加傾向となることが想定されます。市内4園は全ての園で預かり保育を実施しており、ニーズ量の増に対応できると考えられますが、必要に応じて空き教室の積極的な活用等を促します。

## (9) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業

### 【概要】

保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として雇用、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 【現状】

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 656    | 1,243  | 912    | 694    | 822    |
| 実施箇所数  | 14     | 17     | 17     | 17     | 17     |

### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A）    | 23,725 | 23,371 | 22,810 | 22,198 | 22,086 |
| 実施箇所数（確保方策） | 17     | 17     | 17     | 17     | 17     |
| 確保策（B）      | 23,725 | 23,371 | 22,810 | 22,198 | 22,086 |
| 差引（B） - （A） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### 【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後も一時預かりに対するニーズは高くなると予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。

## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【概要】

病気の急性期や回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

### 【現状】

病後児保育は、平成20年11月に開設した福生保育園内の病後児保育室で実施しています。病児保育は、平成27年4月に開設した「病児保育室あんず」で実施しています。

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 88     | 417    | 610    | 822    | 847    |
| 実施箇所数  | 2      | 3      | 2      | 2      | 2      |

### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A）    | 589   | 577   | 563   | 548   | 542   |
| ニーズ量（就学前）   | 433   | 424   | 411   | 399   | 398   |
| ニーズ量（就学児）   | 156   | 153   | 152   | 149   | 144   |
| 実施箇所数（確保方策） | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 確保策（B）      | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 差引（B） - （A） | 1,811 | 1,823 | 1,837 | 1,852 | 1,858 |

### 【今後の方向性】

病児保育事業は「病児保育室あんず」において平成29年度から、定員4名のところを6名に拡充したことにより、病後児保育と合わせて10名の定員としました。ニーズ量については大きな変動は考えにくいことから、定員は当面据え置くこととします。

## (11) ファミリー・サポート・センター事業

### 【概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

### 【現状】

平成25年10月から活動を開始した事業で、生後57日から小学生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な20歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

|              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 提供会員         | 45     | 57     | 65     | 76     | 96     |
| 依頼会員         | 98     | 121    | 151    | 165    | 177    |
| 両方会員         | 3      | 3      | 5      | 7      | 5      |
| 就学児童保護者の利用者数 | 289    | 523    | 571    | 423    | 200    |

※平成25年10月開設

### 【量の見込みと確保策】

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A）    | 1,399 | 1,365 | 1,339 | 1,315 | 1,277 |
| 就学前児童       | 456   | 448   | 462   | 456   | 433   |
| 小学生         | 943   | 917   | 877   | 859   | 844   |
| 確保策（B）      | 1,399 | 1,365 | 1,339 | 1,315 | 1,277 |
| 差引（B） - （A） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 【今後の方向性】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

## (12) 妊婦健康診査事業

### 【概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の定期的な健康診査を実施することで、妊婦の健康管理に努め、流産や早産の防止、妊産婦とお子さんの疾病・障害予防、死亡率の低下を図ります。

### 【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票・子宮頸がん検診（各1回分）を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続きにより妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする）。

|                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊娠届出数               | 491    | 437    | 431    | 453    | 420    |
| 里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者 | 57     | 53     | 51     | 47     | 48     |

### 【量の見込みと確保策】

|            | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み      | 380  | 374   | 368   | 361   | 356   |
| 確保策（健診回数）  | 5,316  | 5,242 | 5,147 | 5,052 | 4,980 |
| 実施体制（確保方策） | 実施場所：都内の契約医療機関<br>検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹、クラミジア抗原、経臍超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト） |       |       |       |       |

### 【今後の方向性】

妊婦及び胎児の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。